

2011年(平成23年)5月6日

「足利事件」調査報告書

日本弁護士連合会

目次

第 1	はじめに	1
1	足利事件の概要	1
2	本調査の経緯	1
3	本調査報告書の概要	2
第 2	足利事件の経過	4
第 3	足利事件と取調べの可視化（取調べ全過程の録画）	1 1
1	はじめに	1 1
2	取調べ録音テープとその意義	1 2
3	菅家さんに対する取調べの実情から何が問われたか	1 2
4	取調べの可視化と自白の任意性に関する判断基準の変更が必要	1 5
5	尋問技術の改善の必要と一部録画の限界	1 6
6	冤罪の防止に向けた録音テープの検証の必要性	1 9
第 4	弁護活動上の問題点	2 0
1	はじめに	2 0
2	被疑者弁護活動	2 0
3	第 1 審公判の弁護活動（ 1 ） 第 6 回公判における否認前後の 弁護活動	2 6
4	第 1 審公判の弁護活動（ 2 ） 結審後の弁護活動	3 6
5	まとめ	4 2
第 5	裁判所の問題点	4 4
1	第 1 審裁判所の問題点	4 4
2	控訴審判決の問題点	4 7
3	最高裁判所の問題点	5 9
4	請求審の問題点	6 1
5	再審公判裁判所の問題点	6 4

第 6	今後の冤罪を防止するために	6 5
1	足利事件における冤罪の原因	6 5
2	D N A 鑑定の中立機関による試料保存と証拠能力規制	6 5
3	虚偽自白を防止するための取調べ全過程の録画の必要	6 6
4	弁護活動の充実に向けた弁護士会の態勢・研修の強化	6 6
5	冤罪を解明する国家的規模での組織の必要性	6 7
6	冤罪を防止する刑事裁判システムの再構築に向けた弁護士会の取組み	6 8

第1 はじめに

1 足利事件の概要

1990年（平成2年）5月12日，栃木県足利市のパチンコ店駐車場から4歳の女の子が姿を消し，翌13日に渡良瀬川河川敷で遺体が発見された（以下「足利事件」という。）。

警察から不審な人物として狙いをつけられた菅家利和さん（以下「菅家さん」という。）は，捨てたゴミの遺留物がDNA鑑定にかけられ，科学警察研究所（以下「科警研」という。）の鑑定結果により，犯人と決め付けられて自白させられた。公判でもDNA鑑定の威力はすさまじく，無罪の主張が届かず有罪で，無期懲役刑が確定した。しかし，再審請求中にDNA再鑑定により無実が証明され，2010年（平成22年）3月26日，再審公判で無罪となり，菅家さんは逮捕から約18年半後にようやく冤罪を晴らすことができた。

この事件は，幼女の殺害という重大事件でありながら，警察署での取調べ開始から13時間程度で虚偽の自白をさせられ，第1審公判の途中で否認したものの，その直後に自白に転じ，第1審での結審後に再び否認する展開をたどり，結局，最初の虚偽自白から約1年半もの間，虚偽の自白が維持された。控訴審以降，自白調書の任意性や信用性はないとする菅家さんの主張にもかかわらず，これに裁判所が耳を貸さず，自白がDNA鑑定とともに重要な有罪の証拠とされた。しかし，最終的には，DNA鑑定により完全に無実が証明された事件である。

2 本調査の経緯

警察庁及び最高検察庁（以下「最高検」という。）は，再審無罪判決直後の2010年（平成22年）4月に，それぞれ，足利事件に関する報告書を発表した。しかし，冤罪を発生させた当事者による検証としては，今後の冤罪の発生を防止するとの観点からの検討が不十分と言わざるを得ない内容であった。特に，最高検報告書については，

徹底さを欠き，郵便不正に関わる厚生労働省の事件が捜査の問題点を見直すことなく公判の維持がなされたというところにも，それが現れていると評価せざるを得ないものである。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は，冤罪の根絶に向け，これまでも多方面の努力を重ねてきているが，足利事件についても，今後の冤罪の防止を期すため，弁護人の活動を含む，捜査と公判について検証することにした。そこで，2010年（平成22年）9月に，日弁連刑事弁護センターの委員及び栃木県弁護士会所属の委員からなる「足利事件調査チーム」（以下「調査チーム」という。）を組織し，その委員6名により調査を行った。

調査チームは，本件記録の検討のほかに，菅家さん，支援者のAさん，再審弁護人，第1審弁護人，控訴審及び上告審弁護人並びに栃木県弁護士会所属のB弁護士から事情聴取を行い，それぞれ報告書を作成して，数次の合議を経て本報告書を取りまとめた。

3 本調査報告書の概要

本報告書は，「第1 はじめに」，「第2 足利事件の経過」，「第3 足利事件と取調べの可視化（取調べ全過程の録画）」，「第4 弁護活動上の問題点」，「第5 裁判所の問題点」，「第6 今後の冤罪を防止するために」からなっている。

「第2 足利事件の経過」は，この事件の年表であるが，事件発生から無罪確定までの約20年間の経過及びDNA鑑定の実用化開始から定着期までの時代背景が，この事件を解明する重大な鍵となることから，詳細な年表を掲載した。

「第3 足利事件と取調べの可視化（取調べ全過程の録画）」は，捜査段階における取調べと自白調書の任意性・信用性の判断を対象とした記述であるが，個々の捜査活動の問題点もさることながら，違法捜査の根絶と冤罪防止の観点から取調べの可視化（取調べ全過程の録画）が最重要課題であるとの認識から，その視点により足利事件の捜

査活動の問題点，裁判所による自白の任意性・信用性判断について記した。

「第4 弁護活動上の問題点」は，捜査段階と第1審の担当弁護人の活動を対象としている。「被告人が自白さえしなければ」とは，冤罪が発覚した時に関係者から漏れ聴く言葉である。それは偽らざる本音であろうが，「刑事手続においては無実の者でも自白をすることがある」との貴重な教訓を，関係者が軽視し過ぎていることの表明ともいえる。弁護人は被疑者・被告人の援助者として虚偽の自白を防止すること，被疑者・被告人の主張を支えることを重要な任務としているが，この事件ではそれができなかった。そこで，その点を中心として活動を検討する。

「第5 裁判所の問題点」は，各審級によりその問題点が異なることから，審級に応じた分析を行っているが，最終判断者としての裁判所が，その役割を十分に果たすことができれば，冤罪を含む刑事手続上の大部分の問題は解決するとの視点から整理している。違法捜査や自白強要は，裁判所によって証拠排除がなされないために続発するのであり，この事件でも虚偽自白が見逃され続けていた。また，安易にDNA鑑定の証拠能力が肯定された。ここでは，それらの原因を解明する視点で検討している。

「第6 今後の冤罪を防止するために」では，足利事件における冤罪の原因を指摘し，これまでの日弁連での取組みをも踏まえて，鑑定試料の全量消費の禁止や中立機関による保管，取調べの可視化（取調べ全過程の録画），冤罪解明委員会の設置，代用監獄の廃止，人質司法の打破，証拠開示を含む武器対等の原則の徹底，調書裁判の打破，被疑者国選弁護制度の拡大及び弁護士会における刑事弁護支援態勢など冤罪を防止するための方策をいくつか提起している。

第2 足利事件の経過

事実経過

1979年

8/3 Cちゃん事件発生,6日後に渡良瀬川河川敷で遺体発見

1984年

11/17 Dちゃん事件発生,1年4か月後に畑で遺体発見

1990年

5/12 Eちゃん事件(「足利事件」)発生,翌日,渡良瀬川河川敷で遺体発見

10月 科警研によるDNA鑑定実用化開始

11/30 警察が菅家さんの尾行を開始

1991年

3月 菅家さん,幼稚園バス運転手解雇

6/23 警察は菅家さんのゴミ袋からティッシュペーパーを無断で押収

8/21 科警研にDNA鑑定依頼

11/25 科警研,DNA型一致の鑑定書

12/1 警察,菅家さんを任意同行,深夜に自白したので,翌日未明に逮捕

4 F弁護士が弁護士選任届

5 菅家さんの父親死去

10 F弁護人接見

16 F弁護人接見

20 菅家さん,Cちゃん事件・Dちゃん事件を自白

21 足利事件で起訴

24 Cちゃん事件で再逮捕

27 F弁護人,勾留場所の移監申立

G弁護士が弁護人選任届

1992年

- 1/15 Cちゃん事件で処分保留のまま釈放
- 22 菅家さんの勾留場所を足利警察署から宇都宮拘置支所に移監
- 27 菅家さんの家族へ初めての手紙で、母と妹宛てに、どうして逮捕されるようなことになったのか分からない、と書く。
- 28 母と妹宛ての手紙に、信じて欲しい、と書く。
- 30 母と妹宛ての手紙に、逮捕されたことに納得できない、と書く。
- 2/ 1 母と妹宛ての手紙に、自分が逮捕されるようなことになるなんて自分でも信じられない、と書く。
- 3 兄宛ての手紙に、自分が逮捕されるなんてばかなことはない、くやしい、と書く。
- 10 Dちゃん事件を書類送検
- 13 第1回公判、菅家さん、犯行を認める。
- 14 母と妹宛ての手紙に、裁判を頑張る、弁護士も頑張っているので絶対勝ちたい、と書く。
- 18 母と妹宛ての手紙に、何一つ悪い事はしていないのに警察は信用しないから、裁判には絶対勝つ、と書く。
- 3/ 5 第2回公判、被害者着衣への精液付着につき、科学捜査研究所(以下「科捜研」という。)H技官の証人尋問
- 6 母と妹宛ての手紙に、自分は無実であり真犯人は別にいる、と書く。
- 16 母と妹宛ての手紙に、自分は頑張る、と書く。
- 27 兄宛ての手紙に、無実を信じて欲しい、と書く。
- 4/17 警察庁、DNA鑑定に関する指針を発表
- 23 第3回公判、裁判長交替による弁論更新、DNA鑑定に関する科警研I技官に対する証人尋問

- 5/21 第4回公判，DNA鑑定書の取調べ
 23 弁護士，期日外で情状立証として精神鑑定申請
- 6/9 第5回公判，被告人質問で自白，精神鑑定採用，鑑定人はJ上智大学教授
- 8/17 兄宛ての手紙に，無実を信じて欲しい，他人の罪を絶対かぶりたくない，と書く。
- 11/24 兄宛ての手紙に，DNA鑑定は違っているのもう一度調べてもらいたい，と書く。
- 12/4 兄宛ての手紙に，警察にDNA鑑定の結果犯人だと言われた，警察は自分がやりましたと言うまで引きさがらない，と書く。
- 7 兄宛ての手紙に，無実の人間が裁判に掛けられる気持ちがどんなものか分かって欲しい，と書く。
- 7 K検察官の別件取調べに際して，足利事件も含めて3件を否認
- 8 K検察官が，取調べにより，昨日の足利事件の否認を撤回させる。
- 12/22 第6回公判，家族の手紙が公開されて，菅家さんが犯行を否認する。
- 25 菅家さん，25日付けで裁判所宛てに，家族宛ての14通の手紙や22日の公判で否認したことを詫げる旨の上申書作成
- 1993年
- 1/28 第7回公判，手紙14通と上申書の証拠調べ，菅家さんが再び犯行を認める。
- 31 Aさん，初めて菅家さんに手紙を送る。
- このころ 栃木県弁護士会がF弁護士に支援を申し入れるが，弁護士が拒絶
- 2/26 Cちゃん事件，Dちゃん事件とも，不起訴処分

- 3/11 第8回公判，論告，無期懲役求刑
- 25 第9回公判，最終弁論，結審
- 5/31 菅家さんは，弁護人宛てに，無罪であること，アリバイがあることを訴える手紙を書く。
- 6/ 7 F 弁護人接見
- 14 F 弁護人，弁論再開の申立て
- 6/24 第10回公判，弁論再開，被告人質問で犯行を再度否認，再度の論告・弁論，結審
- 7/ 7 第11回公判，無期懲役の判決
- 8 菅家さん，控訴申立て
- 8/25 宇都宮拘置支所から東京拘置所に移監
- 9/ 6 L 弁護士，M 弁護士を選任
- 12/14 控訴趣意書を提出
- 1994年
- 4/28 控訴審第1回公判
- 6/21 第2回公判，H科捜研技官証人尋問
- 9/ 9 第3回公判，被告人質問
- 22 第4回公判，I科警研技官証人尋問
- 10/ 6 第5回公判，DNA鑑定につきN科警研技官証人尋問・被告人質問
- 11/ 1 第6回公判，O刑事証人尋問
- 18 宇都宮地方裁判所足利支部で，アリバイ証人への出張尋問
- 22 第7回公判，O刑事証人尋問・P刑事証人尋問
- 12/ 6 第8回公判，P刑事証人尋問
- 22 第9回公判，被告人質問
- 1995年
- 1/19 第10回公判，J上智大学教授証人尋問
- 2/ 6 宇都宮地方裁判所足利支部で，目撃者への出張尋問

- 2/28 第 1 1 回公判
4/25 第 1 2 回公判
5/19 宇都宮地方裁判所足利支部で , 菅家さんの兄に出張尋問
6/ 1 第 1 3 回公判 , 被告人質問
22 第 1 4 回公判 , 被告人質問
9/21 第 1 5 回公判
11/16 第 1 6 回公判 , 死体解剖所見につき , Q 獨協医科大学教授証人尋問
- 1 9 9 6 年
- 1/18 第 1 7 回公判
5/ 9 第 1 8 回公判 , 控訴棄却の判決
10 上告申立て
9/10 第 1 回最高裁判所調査官面会
- 1 9 9 7 年
- 1/20 上告趣意書を提出
10/28 第 2 回最高裁判所調査官面会 , 上告趣意補充書 1 提出・DNA 再鑑定申請・R 鑑定書 (菅家さんの DNA は被害者着衣付着のものと異なる) を提出
- 1 9 9 8 年
- 7/ 6 第 3 回最高裁判所調査官面会 , 上告趣意補充書 2 提出
12/ 1 第 4 回最高裁判所調査官面会 , 上告趣意補充書 3 提出
- 1 9 9 9 年
- 10/ 8 第 5 回最高裁判所調査官面会
11/ 1 上告趣意補充書 4 提出
- 2 0 0 0 年
- 2/14 上告趣意補充書 5 提出
7/ 7 第 6 回最高裁判所調査官面会 , 上告趣意補充書 6 提出
17 上告棄却 , 異議申立棄却により 7 月 2 6 日確定

10/30 菅家さん，千葉刑務所に移監
 2002年
 12/20 日弁連，再審請求支援決定
 25 再審請求
 2003年
 6/12 第1回三者協議
 9/4 第2回三者協議
 2004年
 2/19 第3回三者協議
 7/13 第4回三者協議
 10/26 宇都宮地方裁判所は，精液の付着した半袖下着を，自治医科大学法医学教室の超低温冷蔵庫に保管替えすることを決定
 28 第5回三者協議
 2005年
 2/8 第1回証人尋問，S山形大学名誉教授の証人尋問
 3/15 第2回証人尋問，同上
 2006年
 6/29 第6回三者協議
 9/28 第7回三者協議
 2007年
 2/7 第8回三者協議
 4月 菅家さんの母親が死去
 5/28 第3回証人尋問，T榊原記念病院病理部部長証人尋問
 2008年
 2/13 宇都宮地方裁判所，再審請求棄却，18日に東京高等裁判所へ即時抗告
 12/19 三者協議
 24 東京高等裁判所，DNA再鑑定採用決定

2009年

- 1/23 鑑定人尋問
- 5/ 8 DNA再鑑定の結果が、不一致と判明
- 6/ 4 刑の執行停止により、菅家さんを千葉刑務所から釈放
23 東京高等裁判所が、再審開始を決定
- 8/ 7 第1回進行打合せ（公判準備）
- 9/ 4 第2回進行打合せ（公判準備）
- 10/ 5 第3回進行打合せ（公判準備）
- 10/21 再審公判の第1回公判、旧証拠の取り調べ
- 11/24 第2回公判、U鑑定人、V鑑定人の証人尋問
- 12/24 第3回公判、W科警研所長への証人尋問

2010年

- 1/21 第4回公判、取調べテープの再生
22 第5回公判、K検事の証人尋問
- 2/12 第6回公判、無罪論告と弁論
- 3/26 第7回公判、無罪判決

第3 足利事件と取調べの可視化（取調べ全過程の録画）

1 はじめに

足利事件の捜査手続全般に関しては、前述のとおり、警察庁と最高検から、それぞれ、足利事件に関する報告書が提出されている。捜査機関としての様々な視点からの検証が盛り込まれており、日弁連が本調査報告書で重ねて指摘する必要性のない事項も多数ある。

ただ、警察庁報告書には、菅家さんに対する任意同行やその直後の取調べについて、「体液等の証拠がある旨告げて取り調べ、これに抗しきれなくなった同氏を虚偽自白に追い込んだものであると認められる」、「(誤った先入観を持った捜査員が)自白のみを求める姿勢で任意同行や取調べを行ったことは誠に不適切であった」など、虚偽自白がなされたことについての捜査のあり方に対する分析がなされている一方で、当時の捜査員等からの事情聴取による同人らの供述に依拠して、任意性に疑いを生じさせるような取調べや暴行などは一切なかったことを前提に、「本件においては、迎合の可能性があるという被疑者の特性に対する留意を欠いた取調べによって、菅家さんをして捜査員の意に沿う供述をさせてしまう結果になったものと認められる」と記載されている。

また、最高検報告書には、虚偽自白を所与のものとし、その「自白が虚偽であることを見抜くことができ」なかったことが問題であるとしつつ、その取調べにおいて、被疑者の性格等に配慮した取調べが欠けていた、すなわち、「被疑者の性格等によっては、犯人ではないのに、犯人の気持ちになって想像し、具体的な事実関係さえも自ら現場に臨場して経験したことであるかのように供述してしまう被疑者があり得ることに思いを致し、これらに配慮した取調べを行うとともに、なされた自白の信用性等についても冷静かつ慎重に吟味・検討を尽くすべきであった」などと記されている。

このように、いずれの報告書とも、虚偽自白調書が作成されたのは、何よりも菅家さんの性格に起因するとの基本的考えがあり、菅家さん

の虚偽自白を作出したのは捜査機関自身ではなかったのかとの視点からの検証が極めて不十分である。

したがって、密室での虚偽自白防止のために、最も有効な手段である取調べの可視化（取調べ全過程の録画）についての言及は一切なされていない。

そこで、本調査報告書では、上記2つの報告書で言及されていない、取調べの可視化の必要性の観点から、足利事件の捜査手続上の問題点を検討することにした。

2 取調べ録音テープとその意義

足利事件では、警察官と検察官、双方の取調べで、菅家さんに対する取調べ状況が録音され、そのテープ合計15本が存在していたことが、再審公判の直前に判明した。そして、検察官が録取した録音テープのうちの一部（4本）が再審公判で再生されている。

結論を先取りしていえば、足利事件は、録音テープが再審公判で再生されたことを通じて、取調べの一部ではなく、取調べの全過程の録画・録音が、捜査機関による違法・不当な自白強要を防止すること、後日の検証に耐えうるような捜査官の取調べを促して取調べが真実の供述を引き出すものになること、刑事司法に関わる者が虚偽の自白であるかどうかを適確に判断する技量を確立することにより刑事手続の過程での真実解明に資すること、さらに、いつでも第三者の検証を可能として虚偽自白の原因解明に寄与すること、を明らかにした事件である。

3 菅家さんに対する取調べの実情から何が問われたか

(1) 菅家さんの事情聴取等における取調べの実情

調査チームによる菅家さんからの事情聴取等によれば、「自供させられた」状況は、次のとおりである。

足利警察署への任意同行

1991年（平成3年）12月1日午前7時ころ，菅家さんの自宅に警察官数人が尋ねて来て家に上がり込み，一人が，「お前，Eちゃんを殺したな」と迫り，否認すると，その警察官は，胸にいきなり強い肘鉄を食らわし，菅家さんを後ろにひっくり返した。そして，結婚式に参加するので行けないという菅家さんの意向をまったく無視して警察署へ連行した。

足利警察署での警察官による取調べ状況

午前9時から，取調室で2人の警察官による取調べが開始され，「やっていません」と否認しても，繰り返し，「お前がやったんだな」と押し問答が続いた。午前中にはポリグラフ検査を受け，警察官は，「結果はクロとでていて，お前がやったことに間違いない」と責めた。午後も同じような取調べが続き，夕食後も取調べが続いた。その間，菅家さんは「帰らせてくれ」と言ったが，警察官はまったく受け入れなかった。

夜になると，警察官の取調べは一層厳しくなり，「確たる証拠がある。現場にあった精液が一致する。お前はもう絶対に逃げられない」，「早く白状しろ，そうすれば楽になる」，「馬鹿面をしているな」などと何度も言われ，髪の毛を引っ張る，足のすねを蹴るといった暴行も受け，警察官は何度も机を叩いた。そして，午後10時すぎころ，ついに，殺人を自供した。その後，自白調書が作成され，翌2日未明に殺人罪で令状逮捕された。

(2) 自白調書の任意性に関する控訴審の判断

菅家さんは，第1審では自白調書の任意性や信用性を争っていないが，控訴審に至って，以上のように供述し，弁護人は，捜査段階での虚偽自白調書は，最初の偽計や暴力を用いてなされた自白が元となったもので，すべての供述調書に任意性がないと主張した。ところが，控訴審は，これを完全に否定して任意性があると判断した。

控訴審は，取調べ警察官2人の，菅家さんの供述を真っ向から否定する法廷供述を採用したうえ，本件捜査の経緯などを検討して，

「捜査本部の捜査員が暴行を加えるという事態は考え難い」と判断し、仮に菅家さんのような暴行があったとしても、最初の自供前後の状況等に照らすと、捜査段階での自白の任意性には影響を及ぼさないとも述べた。そして、自白の直後、菅家さんが捜査官にすがって泣いた事実について、「無実であるのに犯人にされて悔しかったからであると弁解するが、到底容れ難い弁解である」とまで断じたのである。

(3) 何が問われているか

捜査における取調べの違法を被告人が主張しても、裁判所は多くの場合、捜査機関の取調べを是認する判断を繰り返してきた。足利事件における控訴審の判断は、裁判所が普通に採用してきた任意性の判断基準と取調べ方法だったといえる。自白の任意性が争われた場合、多くの裁判所は、まず被告人供述を吟味したうえ、捜査官を尋問して、任意性に疑いがあるか否かを判断してきた。そして、髪を引っ張る、すねを蹴る、机を叩くなどの暴行があった程度では、任意性に疑いがあるとは判断してこなかったのである。

しかし、菅家さんの場合、虚偽自白であったことは明白であるから、菅家さんが他人に迎合しやすい性格であったことを割り引いても、当初の取調べにおいて、警察官の思い込みによる強い誘導と自白強要があったことは動かし難い。これがないのに、菅家さんが勝手に虚偽自白をしたなどということとはあり得ない。捜査官の思い込みによる強い誘導と自白強要の結果、作成された供述調書は証拠能力がないとして排除されるべきだったのである。

このように、足利事件では、自白の任意性が争われた場合に、裁判所はどのような基準と手続で任意性に関する判断をするべきか、また、そもそも、このような虚偽自白を作り出す取調べをなくすためには何が必要であるかが、鋭く問われている。

4 取調べの可視化と自白の任意性に関する判断基準の変更が必要

(1) 虚偽自白に任意性はあるか

控訴審の自白の任意性に関する判断は、これまで行われてきた、裁判所における余りにも当たり前の方法と判断思考である。

仮に、足利事件で当初の取調べから録画がなされていたとすれば、裁判所も、取調べの全容を把握することができ、少なくとも、警察官が髪の毛を引っ張るとか、すねを蹴る、机を叩くなどという暴行が行われたかどうかは明確に判明したはずである（取調べの可視化がなされていれば、そもそも、物理的な暴行などはなかったであろう）。また、菅家さんが「自白」したのち捜査員にすがって泣いた、その状況も正確に把握することはできた。

しかし、そのうえで、録画が裁判所の任意性判断に影響を与えたかどうかは、一つの問題である。裁判所は、菅家さんの供述を前提としても、任意性に影響がないとしたからである。

そこで、足利事件のようなケースを救済するためには、裁判所が従来の任意性の判断基準を変更する必要がある。身代わり犯人が刑務所志願の被疑者でない限り、取調べの当初から、自らの意思で虚偽自白をする人はまずいない。やっていないと弁明しても捜査官が聞く耳を持たず、何をいっても通じないとの絶望から、また、捜査官に迎合して苛酷な取調べから解放されたいがために、人は虚偽の自白をする。しかし、このような状況でなされた自白に、真の任意性などあるはずがない。

また、供述状況をつぶさに見聞して、虚偽自白を見抜く技量を備えなければならない。正しい判断には、心理学的考察を含めた専門的検討が必要である。

(2) 取調べの可視化の持つ意義

取調べはその全過程が録画されるべきである。足利事件はそのことを示している。

録画により取調べ状況をつぶさに見聞することができれば、誘導

による質問，被疑者の言い分に耳を貸さずに期待している答えが得られるまで質問を繰り返した，足利事件における捜査官の取調べの実情がより生々しく把握される。これがあれば，控訴審における自白調書の任意性判断が異なるものとなった可能性が大きい。

菅家さんは，起訴前日，警察官から別件余罪２件の取調べを受け，これが録音されている。前述の警察庁報告書によれば，「捜査員から積極的に事実を確認する形で取調べをしたり，捜査員が期待している供述が得られるまで繰り返し質問したりしたことがうかがわれ，このことが，虚偽の自白を引き出すことにつながった可能性は否定できない」（同２１頁）と，録音テープを聴いたうえと思われる判断が示されている。このような警察庁の判断が導かれている以上，取調べが録画されていれば，控訴審における自白調書の任意性判断にも影響を与えた可能性が大きい。

５ 尋問技術の改善の必要と一部録画の限界

(1) 足利事件における録音状況と録音の目的

前述のとおり，再審公判開始の直前に，朝日新聞のスクープによって，取調べに関する録音テープが存在することが明らかとなった。いずれの録音も，捜査機関の都合でとられたものであり，公判や再審請求の過程では，弁護人にも秘匿されていた。

検察官から弁護人に開示された録音テープは，警察官による１９９１年（平成３年）１２月２０日の取調べ（計２本，約２時間），同年１２月２６日の警察官に対する現場での指示説明（１本，約４５分），主任検察官による１９９２年（平成４年）１月２８日，同月３１日，２月４日，同月７日，同月８日，同月１１日，同月１７日，３月６日，１２月７日，同月８日の合計１０日間（計１２本，約２３時間３０分）の取調べの，合わせて計１５本，約２６時間である。再審公判では，検察官による録音のうち，起訴事件の録音である４本の録音テープが法廷で再生され，取調べ検察官の証人尋問

が行われた。

再審公判で、検察官は、録音の目的について、「ただ、調書になってしまいますと、……供述がどういう質問に答えていったか、その経過がよく分かりませんので、ここも確認したほうがいいかなと、……そういうふうに思ったんだと思います」と答えている。

すなわち、わが国の供述調書は、被疑者が自ら供述したかのような一人称独白型の文章となっているので、実際には、誘導尋問がなされて、被疑者は「はい」と答えたに過ぎないのに、問の部分を含めて被疑者が全部供述したかのような体裁になっており、実際には、どのような受け答えがあったのか分からなくなってしまう。検察官は、このような調書のスタイルでは受け答えが反映しないので、録音という手法を取ったというのである。

(2) 質問方法の重要性

検察官の取調べ録音テープのうち、1992年（平成4年）12月7日と12月8日の取調べで、次のようなことが明らかとなった。

12月7日の取調べで、検察官は、余罪2事件についての供述を求めたつもりであった。ところが、菅家さんは、起訴事件についても、「やっていません」と真相を語ったのである。その理由は、検察官のオープンな質問にあった。すなわち、検察官は、「今までね、こういうことを言っていた、ああいうことを言っていたということにこだわらないで、きょうはもう自由な気持ちで、楽な気持ちで話してもらいたいと、こう思っているわけね。本当にやったのなら、本当にやったということ構わない。やっていないんだったら、やっていないということ構わない。どちらでもいいんだけど」と、尋ねた。すると、菅家さんは、起訴された事件について、「やっていません」と答えた後、最初に任意同行され、取調べを受けたときの状況（起訴事件の取調べ状況）と、不本意な虚偽自白をしたことを供述したのである。

ところが、検察官は、菅家さんが余罪2事件ばかりか、起訴事件

についても全部否認したのに、起訴事件については、その供述を虚偽と考へて、翌8日に再び、自白させてしまった。

12月8日に自白を取った手法は、まさに、誘導による押しつけ、あるいは偽計による尋問である。すなわち、「今起訴しているEちゃんの事件、あれは、君がやったことに間違いはないんじゃないかな」、「違ふですっていったってさ、君と同じ精液を持っている人が何人いると思つてんの」、「君が認めただけじゃなく、証拠があるからだよ」などと、クローズな質問を、次々にぶつけた。そのため、菅家さんはこれに耐えることができずに、再び虚偽の自白をするに至つたのである。

12月7日における否認したときの取調べ状況、翌8日の自白に再び転ずるときの取調べ状況は、全体が穏やかな尋問であっても、どのような尋問方法が、被疑者から真実の供述を引き出すことができるかを鮮やかに示している。足利事件における録音テープは、刑事司法関係者に対して、取調べのあり方、質問方法がいかにあるべきかの格好の材料を提供している。

(3) 取調べの一部録画の限界

再審公判の段階では、DNA鑑定の結果で、自白が虚偽であることが判明していた。しかし、先入観なしに12月8日の録音テープだけを聞いて、それが虚偽の自白であったことを判別するのは、およそ困難だったのではないかと思われる。12月7日の否認供述の録音テープがあることによって、かろうじて、12月8日の供述に疑問が生ずるといふ程度ではなかつただろうか。

そういう意味で、足利事件の録音テープは、取調べの一部の録画では、供述の真偽を判断することは著しく困難であるうえ、判断を誤る可能性が高く、録画は取調べ全過程においてなされるべきことを示している。

現在、検察庁は、裁判員裁判事件に限定した被疑者取調べの一部録画を実施し、警察庁も裁判員裁判事件における被疑者取

調べの一部録画を行っている。しかし、現行の一部録画は、自白調書を作成したあとに、あるいは取調べが終わり調書に署名を求めるときに、取調べを振り返る場面での録画が行われるに過ぎない。取調べそのものの録画ではない。およそ不十分なものであるばかりか、有害というべきである。

6 冤罪の防止に向けた録音テープの検証の必要性

足利事件の録音テープは、取調べの可視化が、第三者による後日の検証を可能とするものであり、なぜ、冤罪が生じたかの原因分析に、極めて有効であることを示した。

ところが、法務省や検察庁は、刑事訴訟法第47条を根拠にして、冤罪の原因分析のためであっても、録音テープを開示することはできないとの姿勢をとっている。すなわち、中井治国家公安委員会委員長（当時）が、取調べの可視化を実現するための一つの手順として設置した、「捜査手法、取調べの高度化を図る研究会」（弁護士3名、元裁判官1名、元検察官2名、元警察官2名、学者3名、マスコミ関係者1名で構成）においても、法務省や検察庁は、足利事件の録音テープによる検証を拒んでいるのである。

このような事態は、捜査機関が真に冤罪を防止しようとする姿勢を持っていないのではないかとの根本的な疑問を生じさせるものであって、早急に改められるべきである。

第4 弁護活動上の問題点

1 はじめに

足利事件で、被疑者・被告人の援助者として、十分な弁護活動が行われたか、すなわち、憲法第37条第3項に規定する「いかなる場合も、資格を有する弁護人を依頼することができる」との弁護人依頼権を充足させる活動がなされたかについて検討する。

この観点からすると、第1審判決後の、控訴審以降の弁護活動については、個々の弁護活動について、弁護人としての反省点はあるにしても、上記の視点からの問題点は見出せなかった。そこで、ここでは、主として足利事件における捜査及び第1審での弁護活動を概観したうえで、それについて、検討を加えることにした。

なお、事実経過については、再審前の確定事件記録、再審事件記録、控訴審、上告審及び再審事件弁護人からの聴取、第1審弁護人からの聴取、菅家さんからの聴取、足利事件支援者のAさんからの聴取並びに菅家さんの発行した書籍や弁護人であったL弁護士の書籍などによっている。

2 被疑者弁護活動

(1) 経過

菅家さんが任意同行されて、起訴後、宇都宮拘置支所に移るまでの経過は、次のとおりである。

1991年12月	1日	足利警察署への任意同行
	12月	2日 足利警察署での逮捕，勾留決定
	12月	4日 F 弁護士が弁護人選任届
	12月10日	F 弁護人接見
	12月16日	F 弁護人接見
	12月21日	足利事件で起訴
	12月24日	Cちゃん事件で逮捕

1 2 月 2 7 日 G 弁護士が弁護人選任届
F 弁護人による足利警察署から拘置
所への移監申立書

1 9 9 2 年 1 月 1 5 日 C ちゃん事件について処分保留で釈
放

1 月 2 2 日 宇都宮拘置支所へ移監

(2) 活動の検討

日弁連では、2004年（平成16年）11月10日に開催された臨時総会において、旧来の弁護士倫理を抜本的に見直して、「弁護士職務基本規程」（以下「職務基本規程」という。）を制定した。そこには、刑事弁護活動における基本的なあり方についての規定が盛り込まれている。

また、2002年（平成14年）10月22日、日弁連理事会では、「国費による弁護人の推薦等に関する準則」（以下「準則」という。）を定め、各単位弁護士会においても、同様の規則等を制定することを促した。

足利事件が起き、菅家さんが逮捕されたのは1991年（平成3年）である。当時、旧弁護士倫理はあったが、職務基本規程や準則はなかった。しかし、旧弁護士倫理にも、刑事弁護活動に関する職務基本規程と同様の規定があるうえ、当時とその後とで、刑事弁護人の役割、活動に関する考えが異なったわけではない。職務基本規程や準則に盛り込まれた基本的な弁護人としてのあり方は、いわば普遍的なものである。そこで、これらを参考にしつつ、本件での捜査段階における弁護活動を検討することとする。

弁護人との信頼関係を構築することができたか

菅家さんからの事情聴取によると、当時、菅家さんは弁護人とは何かについての十分な知識を持ちあわせていなかった。これは菅家さんに限ったことではない。弁護人がどのような立場か理解していない被疑者は、少なからず存在するのである。そこで、弁

護人としては、被疑者に刑事訴訟法に規定された手続の説明、被疑者の権利に関する説明をするほか、弁護人とは何か、弁護人の役割についても十分に説明しておくことが必要であり、これが初回接見における基本である。実際にあった事実関係を丹念に尋ね、取調べを受けた状況を確認し、被疑者の語る事実と捜査機関に対して供述した内容とが異なるときには、その理由を質し、そして、取調べにどのような対応をするかを具体的に助言する。そのうえで、被疑者の疑問や尋ねたいことを謙虚に引き出すことが、最低限の弁護人の接見での役割である。

しかし、本件では、弁護人接見の当初から、そのような内容の接見は行われていない。F 弁護人によると、初回接見では世間話をしばらくして、逮捕事実が本当かどうかを聞いたら、菅家さんは事実を認めた、そして、捜査機関にもすでに自白していたので、黙秘権の告知もしなかったという。菅家さんの記憶によると、10分程度の接見時間であり、弁護人は最初から自分を犯人扱いしていたというのである。

菅家さんは、被疑者段階はもちろん公判でも、真実を弁護人に供述することができなかった。それは、ひとえに弁護人に対する信頼がなかったからである。このように足利事件は、弁護人が被疑者・被告人との信頼関係を築き、被疑者が真実を語るができる状況を作ることがいかに重要であることを示している。

接見での被疑者に対する質問方法と聴取内容

弁護人が菅家さんとの信頼関係を築くことができなかった原因の一つには、弁護人が、マスコミによる報道などを通じて、接見の当初から被疑者が犯人であるとの先入観を抱いていたことがある。すなわち、弁護人は、DNA鑑定を絶対的なものとして菅家さんを犯人視する多くの報道に接し、弁護活動を開始する時点から菅家さんの犯人性を前提とする心理状態にあったと考えられる。実際に、菅家さんによれば、弁護人は最初から「3件の

うち1件もやっていないということはないよな」という趣旨の問いかけをしたというのである。そのため、真実を弁護人に供述する気持ちが全然起きなかったという。調査チームによる事情聴取の際、F弁護人はこのような発言を否定したが、最初からオープンな問いかけで事実を確認していく質問方法を取らなかったことは認め、その点での反省はあると述べている。菅家さんのいう発言の真偽はともかく、弁護人においても、犯人だとの先入観にとらわれた質問が菅家さんに発せられたため、菅家さんが真実を弁護人に話す気持ちが起きないまま、逮捕事実を弁護人にも肯定したことは、間違いないものと思われる。

弁護人が先入観に囚われることなく、被疑者に対して誘導的な尋問を避け、できる限り、被疑者自身の言葉で語って貰うこと、特に初回接見においては、このような対応がいかに重要であるかを物語っている。

また、弁護人は、菅家さんが警察からどのような取調べを受けたかについて、まったく聴取していない。12月1日の任意同行のときに、警察官がどのようなことをしたのか、足利警察署に連行されてからどのようなことがあったのか、その後検察官送致され弁解録取のときにどうしたのか、勾留質問のときどのように対応したのかなどにつき、弁護人は質問していない。もし、これらの取調官の取調べ状況を逐一聞く機会があればあるいは真実を菅家さんが語ることはできたかもしれない。また、裁判官による勾留質問に対しては、菅家さんは「答えたくありません」と否認ととれる対応をしているのであり、そのような事実がわかれば、その後に真実を聞き出す質問ができたかもしれないのである。

接見においては、これまでの取調べ状況を丁寧に尋ねたうえで、今後の取調べに対する対応を示すことが何よりも重要であることを示している。被疑者にとっての最大の関心は、捜査官の取調べに対してどのように対応するべきかであり、これに対する適切

な助言をするのが、被疑者段階での弁護人の基本的役割である。

本件の場合には、この点の弁護活動が極めて不十分であったと言わざるを得ない。

接見回数と接見の時間

菅家さんからの聴取でも弁護人からの聴取でも、正確な接見の回数は判明していないが、被疑者段階での接見回数がそれほど多くなかったことは共通しており、最高検報告書などによれば、足利事件で起訴されるまでの接見回数は3回である。

職務基本規程第47条は「弁護士は、身体の拘束を受けている被疑者及び被告人について、必要な接見の機会の確保及び身体拘束からの解放に努める」と規定し、準則第2条は同様に、「弁護人は、身体拘束を受けている被疑者及び被告人に対し、事案の性質及び手続の状況に応じて接見を行う。」と規定している。いずれも、身体拘束を受けている被疑者・被告人との関係においては、弁護人の接見が極めて重要であるとの認識に基づいている。

身体拘束された被疑者にとっては、秘密交通権を有する弁護人が唯一、外部との正確な情報のやりとりができる立場にあるとの一般論は別にしても、本件の場合には、幼女の誘拐殺人という重大な犯罪であり、有罪となれば非常に重い刑罰になること、また当時、他の幼女殺人2件の犯人でもないかと疑われていたことを考慮すると、死刑も予測された事件であったことを考えれば、事実の確認や公判を睨んでの方針確立などのために、相応の接見時間を確保する必要があったと思われる。この観点からすると接見回数それ自体が少なかった。これに加えて、菅家さんの話によれば、1回あたりの面会時間が10分程度の短時間であったとのことであり（弁護人の記憶でもそれほど長い時間ではなかった。）、十分な接見時間の確保がなされたとは言い難いのである。

再逮捕における弁護人としての活動

事実経過に示したとおり、菅家さんは足利事件で起訴された直

後の12月24日、別の事件で再逮捕された。そこで、これを契機にもう一人の弁護人が付くことになったようであるが、別事件については、二人の弁護人ともに、新たな弁護人選任届は提出していない。この件での被疑者弁護活動がどのようなものであったのかは、調査チームによる当事者からの聴取でもまったく判明していないが、接見があまりなされなかったことでは、共通している。そして、弁護人からの聴取によると、別件では菅家さんは否認をしたというのであり、その趣旨が記載されたF弁護人名での拘置所への移監申立書（警察署での取調べを避ける目的のものである。）も、G弁護人が初めて接見した12月27日付けで提出されている。

そうであるとすれば、新たな事態が起きたことを機会に、起訴された本事件についても、再度、本当に菅家さんが犯人であったのかという観点から質問をして、真実を引き出すことは可能ではなかったかとも思われる。しかし、そのような接見や弁護活動はなされていない。これらがなされていれば、その後は違った展開があったかもしれないのである。

まとめ

職務基本規程第46条は、「弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める。」と規定し、また、同第5条は「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」と規定する。また、準則第1条は「弁護人は、被疑者及び被告人の権利と利益を擁護するため、常に誠実な弁護活動を行う。」と規定している。これら、弁護人としての最善努力義務、誠実義務の観点からすると、本件における被疑者段階での弁護人の活動は、その義務を果たしていないと言わざるを得ない。

3 第1審公判の弁護活動(1) - 第6回公判における否認前後の弁護活動 -

(1) 経過

第6回公判まで

1992年(平成4年)2月13日,宇都宮地方裁判所で第1回公判が開かれ,菅家さんは公訴事実を認めた。検察官請求証拠161点の甲号証のうち,弁護人はDNA鑑定関係の書証3点を除く,その余のすべての証拠について同意した。第2回公判,第3回公判で科警研技官や科捜研技官の証人尋問が行われ,第4回公判でDNA鑑定書が証拠として採用された。第4回公判では,検察官請求の自白調書を含む,乙号証25点について,弁護人はすべてに同意した。

第5回公判で,菅家さんの被告人質問が行われた。菅家さんは,わいせつ目的の発生時期,殺意の発生時期等について,供述調書の記載内容から供述を一部変遷させたものの,弁護人,検察官及び裁判所の質問に対して,本件犯行を認めた。

第5回公判終了後,裁判所は,弁護人が情状立証として申し立てた精神鑑定を採用し,菅家さんは東京拘置所に移され,精神鑑定を受けた。菅家さんは東京拘置所に約6か月間拘束された。

同年12月,菅家さんの兄は,家族に宛てた14通の手紙を,F弁護人に届けた。菅家さんは,同年1月22日に宇都宮拘置支所に移監された直後から,家族宛てに手紙を書き続けていた。これら14通の手紙の中で,菅家さんは無実を訴えていた。しかし,F弁護人は,菅家さんに手紙の内容を確認するための接見をしなかった。

第6回公判の被告人質問での否認供述

1992年(平成4年)12月22日の第6回公判で,再度の被告人質問が行われた。その被告人質問の際,F弁護人は,事前の打合せをすることもなく,菅家さんに対し,「被告人は兄さん

とか家族に手紙を出していますが、それに無実だと書いているが、
どういう心境なのですか。安心させるために、言っているのです
か」と質問し、菅家さんに上記手紙の内容について説明を求めた。

これに対し、菅家さんは、公判廷において、「やっていません」
と、公判で初めて本件犯行を否認する供述をした。

第6回公判直後の否認を覆す上申書の提出

F 弁護人は、公判終了後、新聞記者に対し、「信頼関係が崩さ
れた気分だ。24日に菅家被告と面会し、もう一度確かめる。そ
れでも起訴事実を否認するなら、辞任もあり得る」(1992年
(平成4年)12月23日付け朝日新聞栃木版)などと述べた。

そして、F 弁護人は、同月24日、菅家さんと面会した。菅家
さんは、同月25日、裁判所宛てに、犯行を再度認める内容の上
申書を提出した。

このころ、第6回公判で菅家さんが否認したという報道などを
受けて、栃木県弁護士会がF 弁護人に弁護活動支援の申入れを行
ったが、F 弁護人は自白事件であるから支援は不要であると断っ
た。

第7回公判

1993年(平成5年)1月28日の第7回公判で、菅家さん
が家族に宛てた14通の手紙が証拠物として取り調べられた。し
かし、被告人質問において、裁判所、検察官及び弁護人から、手
紙についての質問がなされた際、菅家さんは上申書に記載された
内容のとおり、家族に心配をかけたくなかったので無実と書いた
のだと述べた。菅家さんは再び、本件犯行を認める供述に転じた。

(2) 活動の検討

弁護人の接見回数の少なさ

F 弁護人とG 弁護人は、捜査段階から数えても、それぞれ数回
しか菅家さんと接見していない。調査チームの事情聴取の際、菅
家さんも両弁護人も正確な接見回数や時間は記憶していなかつ

たが、両弁護士とも、接見の回数が数回であったことは認めている。前述のとおり、F 弁護士は、菅家さんの 14 通の手紙を菅家さんの兄から受け取った際にも、公判の前に菅家さんに接見し、その内容を確認しようとしなかった。

身体を拘束されている被告人にとっては、弁護士との接見が裁判を進めるうえで最も重要であり、その観点からすると、弁護士の接見回数はあまりにも少なかった。

意見陳述や証拠意見についての打合せの欠如

弁護士は、検察官請求証拠の甲号証のほぼすべてに同意しているが、これら証拠の内容を、菅家さんに一切確認していない。菅家さんは、検察官がどのような証拠をもって菅家さんの有罪を立証しようとしているのか、知らなかった。

また、弁護士は、合計 24 通の菅家さんの警察官調書及び検察官調書について同意の意見を述べているが、これらの内容についても、菅家さんに一切確認していない。第 5 回公判における被告人質問で、菅家さんは、調書の内容から重要部分の供述を変遷させているが、菅家さん自身はこれに気が付いていない。それは、調書に何が書かれているか、詳しく知らないからである。

そして、菅家さんは検察官請求証拠の内容だけでなく、弁護士から、これら証拠に同意した際の法律上の効果も知らされていなかった。

後述するとおり、菅家さんが家族に宛てた手紙の内容からすると、菅家さんは、弁護士が事実を争ってくれているものと誤解していた。弁護士が、訴訟手続を知らない菅家さんに対し、裁判で何を争っているのか説明していなかったためであった。

弁護士は、どんな事件であれ、証拠意見を述べる前に、検察官請求証拠の内容を被告人と検討するのが原則である。被告人が述べた内容が正確に警察官調書及び検察官調書に記載されているのか、被告人に確認しなければならない。そして、被告人に対し、

事実と異なる内容の証拠に同意の意見を述べる際，法律上どのような効果が生じるのかを説明したうえで，被告人の了解のもと，証拠意見を述べなくてはならない。

しかし，本件において，弁護人は，菅家さんと検察官請求証拠の内容を検討することなく，漫然と同意の意見を述べ，菅家さんが自白調書の任意性や信用性を争う機会がなくなった。

菅家さんに自白調書の内容を丁寧に確認していれば，菅家さんが弁護人に対し，真実を述べることができた可能性がある。また，菅家さんと証拠の内容を検討することで，証拠の内容に不自然・不合理な点を発見することができた可能性も高い。

被告人質問についての打合せの欠如

弁護人は，菅家さんと被告人質問の打合せをしていない。弁護人は，あらかじめ菅家さんと打ち合わせたうえで被告人質問をすることがなかった。菅家さんは，何の準備もなく被告人質問に臨んでいる。

被告人質問の調書によれば，弁護人と菅家さんの質疑応答が噛み合っていない場面がいくつもある。第5回公判における被告人質問において，菅家さんが調書の内容と異なる供述を行った際にも，F 弁護人は，以下のように質問をしている。

F 弁護人 今，相弁護人の先生からいろいろ質問があったと思うけれども，こういう法廷ではしゃべりにくいから，細かいことは。

菅家さん はい。

F 弁護人 しゃべりにくいんか。

菅家さん はい。

F 弁護人 検察官のもとでいったようなほうが，一対一でしゃべり易いわけか。

菅家さん はい。

菅家さんから思うような回答が得られないために、弁護人は、意見や結論を含んだ誘導的な質問をしたと思われる。弁護人が、菅家さんと打合せをすることなく被告人質問に臨み、弁護人の先入観による質問をしたために、菅家さんは公判廷で真実を供述することができなかつたのである。

第6回公判において、F 弁護人から無実を訴えた手紙について質問された際、菅家さんは「やっていません」と述べたのであるから、十分な打合せがあれば、菅家さんが弁護人には真実を述べた可能性がある。

14 通の手紙を受け取った後の対応の不十分さ

菅家さんは、家族に宛てた14通の手紙の中で、一貫して無実を訴えていた。その内容の一部を抜粋すると、以下のとおりである。

1992年（平成4年）1月27日付けの手紙

「・・・どうしてこんな事になってしまったのかわかりません みんな私しをしんじていますよね。・・・近所の人にも親籍中のみんなにめいわくかけました。でも私しをしんじて下さい。・・・」

同年1月30日付けの手紙

「・・・どうして私しはこんなめにあわなければならないのがまったくなくとくいきません・・・」

同年2月3日付けの手紙

「・・・でもどうしてこうゆう事になったのか こんなばかな事はありません 私しはくやしいです。・・・」

同年2月14日付けの手紙

「・・・今月13日に裁判がありました・・・私しは裁判に願張ります 弁護士の人も頑張っています ぜったい勝ちたいです。・・・」

同年2月18日付けの手紙

「・・・こんな事ってあるかと自分は思いました 私しがかまるなんておかしい事です 私しは何一つ悪い事はしていません とんでもない事です・・・私しには何がなんだかさっぱりわかりません 私しはやっていないと話しても警察はまったくしんようしません。・・・私しは裁判にはぜったい勝ちたい 絶対勝つ・・・」

同年3月6日付けの手紙

「・・・本当の所「私しは無実です」 真犯人は別にいます 本当にきをつけて下さい こんな馬鹿な事はありません・・・」

同年3月27日付けの手紙

「・・・どうかこの利和の無実をしんじて下さい お願いいたします・・・俺はこの事件の事は本当にわかりません・・・」

同年8月17日付けの手紙

「・・・皆さんどうか俺のいままでの無実をしんじて下さい 俺はわるい事はしていません。・・・それで俺は無罪を勝ち取りたい 他人の罪なんかぜったいかぶりたくない・・・」

同年11月24日付けの手紙

「・・・俺は犯人ではない・・・俺は事件などおこなっていません。DNA鑑定はちがっていますもう一度しらべてもらい

たい・・・無実の人間が犯人にされてはたまらないです・・・警察の調べはごういんです。・・・やってない事まではくじょうさせられます。」

同年12月4日付けの手紙

「・・・DNA鑑定で俺が犯人だといわれました。だけど俺は殺人などしていない 渡良瀬川には行っていませんので警察はまちがっています 犯人は俺ではありません 本当にやっていないのです やりましたと言うまで警察はひきさがりません 無実の人間が犯人にされてしまう 警察と言う所はそうゆう所です・・・」

同年12月7日付けの手紙

「・・・無実の人間が裁判に掛けられる気持ちがどんなものかわかって下さい 俺は本当にくやしい思いです。早くうたがいを晴らしてもらいたいものです・・・」

F 弁護人は、1992年（平成4年）12月に、これら14通の手紙を兄から渡され、目にしていた。その手紙の中身は、菅家さんが無実を訴えていることで一貫していた。しかも、その中には、DNA鑑定は間違っているのでやり直してほしい旨の記述もあった。

弁護人としては、このような手紙に接した以上、すぐに接見をして、菅家さんに手紙の趣旨を聞き質し、本当に事件を起こしたのかどうか、今一度確認すべきであった。

ところが、F 弁護人は、これら手紙を無視するかのようになり、事前に菅家さんと接見をして手紙の趣旨を確認することもなく、第6回公判の被告人質問において、突然、菅家さんに手紙の内容について質問したのである。しかも、その質問の仕方は、否認の撤回を迫る内容だった。

F 弁護士 無実というのはどういう意味ですか。

菅家さん 無実というのは、やっていないということです。

F 弁護士 事実やっていないのか、法律的にやっていないということなのですか。

どういう趣旨で無実と言っているのですか。

菅家さん やっていません。

F 弁護士 今まで言ったことは、嘘を言っているのですか。

菅家さん …………… やっていません。

F 弁護士 裁判をもう一遍やり直すという気持ちなのですか。

菅家さん ……………。

菅家さんは、調査チームの事情聴取において、突然公判で手紙のことを質問され、とても驚いたし、恥ずかしかつたと述べているが、それは、事前に打合せがなかったことはもとより、弁護人の質問方法にも起因する。弁護人の質問は、菅家さんを萎縮させ、真実の供述をすることをためらわせるに十分な危険があった。

さらに、前述のとおり、F 弁護士は公判終了後、新聞記者に対し、「信頼関係が崩された気分だ。24日に菅家被告と面会し、もう一度確かめる。それでも起訴事実を否認するなら、辞任もあり得る」(1992年(平成4年)12月23日付朝日新聞栃木版)などと述べるなど、菅家さんの否認供述に不快感を示した。

被告人の否認に不快感を示すこと自体、被告人の援助者が被告人を信用していないことを言明するものであって、弁護人の取るべき態度ではない。しかも、F 弁護士は、否認に転じた菅家さんからその言い分を確認する前に、マスコミに対応した。マスコミへの公表を被告人からの同意を得ないですることまた、弁護人の職責に反する。

弁護士は、菅家さんが犯人であると思い込み、無実を訴える手

紙を見ていながら，菅家さんに接見してその趣旨を確認することをしなかった。また，法廷での否認供述に接していながら，これを軽視し，真剣に取り合おうとしなかった。

上申書

法廷でいったん否認の供述をした菅家さんは，同月25日にこれを撤回する上申書を作成し，裁判所に提出した。

この上申書の内容は，以下のとおりである。

上申書

私くしが家に出した14通の手紙は家に心配をかけると思い無実だと書きました どうかおゆるし下さい。

22日の公判の時に極刑と読んでいるのをききまして それで私くしはこわくなって，やっていないと話しました 本当にもうしわけありませんでした どうかおゆるし下さい。

宇都宮拘置支所在監 菅家利和

宇都宮地方裁判所裁判長 X 殿

菅家さんは，調査チームの聴取の際に，第6回公判後の接見において，F弁護士から否認したことを責められ，上申書を書くように言われたと述べている。上申書の内容も，F弁護士からすべて指示されたと述べている。これに対して，F弁護士は，調査チームの聴取において，上申書を書くように言ったことは認めているが，内容を指示したことはないと言っている。

しかし，「上申書」というタイトルや文書の形式だけでなく，「極刑……こわくなって，やっていないと話しました」という内容も，菅家さんが自ら思い付いて書いたにしては不自然である。その内容が，第6回公判の否認の経緯とは明らかに異なっているからである。第6回公判で，菅家さんは，「極刑を望む」旨の被害者の

両親の手紙を読み上げられてすぐに否認したわけではなかった。裁判長の「父母の手紙を聞いて、何か感ずることがありますか」との質問に対し、菅家さんは、「自分では本当に申し訳なかったというだけです。すみません」と答え、「申し訳ないということに尽きるのですか」とさらに聞かれて、「はい」と答えている。菅家さんが否認したのは、その後しばらくして、F 弁護人に手紙のことを問われてからである（第1 審検察官も、論告において菅家さんの上申書の内容が信用できない理由として、上記やり取りを挙げていた。）。

弁護人は、菅家さんが犯人であると思い込んでおり、公判で否認することは被告人にプラスにならないとの判断のもと、上申書を裁判所に提出させたと考えられる。

被告人が無実を訴える供述をしたにもかかわらず、その真意を確認することなく、思い込みによって、その供述を覆すことにしたのは、弁護人の職責に反するものであった。

まとめ

以上のように、弁護人は、菅家さんが弁護人との接見において事実を否認しなかったことから、真犯人であると思い込んだ。

ただ、その思い込みは別にせよ、本件では、公判での方針について、菅家さんと具体的な検察官請求証拠に基づいて検討することが一切なされていない。たとえ、自白事件であっても、被告人と打合せをし、事実を確認し、言い分を聞き取ることは、被告人の防御権を保障し、その権利及び利益を擁護するための、弁護人としての最低限の活動である。

ゆえに、本件では、弁護人としての基本的姿勢に問題があったと言わざるを得ない。

そして、無実を訴える手紙に初めて接したときにも、菅家さんが目の前で「やっていない」という真実を述べた際にも、その訴えを受け止めて、丁寧に事実を確認することをしなかった。それ

は、菅家さんが真犯人であるとの思い込みに起因するものであるが、その心証はともかくとして、弁護人としては、自白していた被告人が否認に転ずる供述をしたのであるから、その理由を聴取すべきである。弁護人が判断者となってはならないのである。被告人の主張を謙虚に受け止めて検討するという弁護人の基本姿勢が、本件では欠如していた。

公判における弁護人の弁護活動は、職務基本規程第5条、第46条に規定する、最善努力義務、誠実義務に反しており、菅家さんの利益を守るために活動すべき弁護人の姿勢として、極めて不適切であったといえる。

4 第1審公判の弁護活動(2) 結審後の弁護活動

(1) 経過

結審後の無実を訴える手紙

第1審は、1993年(平成5年)3月11日の第8回公判で検察官の論告、同月25日の第9回公判で弁論が行われた。弁論の内容は、菅家さんの自白を真実のものと認めたとうえで、DNA鑑定 of 証拠能力を争い、その証拠能力が否定される結果、補強証拠を欠くとして、無罪を主張するものであった。このようにして、第9回公判をもっていったん結審した。

ところが、結審後、判決を控えた同年5月31日、菅家さんからF弁護人宛てに手紙が送付された。その内容は、「実は私は事件をおこしておりませんでした」と無実を訴える手紙であった。

菅家さんがF弁護人に宛てた手紙の内容を、以下一部引用する。

< 菅家さんの手紙 >

拝啓

こんにちはF先生、G先生お元気ですか。

菅家利和です。実は事件の事でお話をきいて下さい 実は私は事件を

おこしておりませんでした。

実は私はEちゃんを殺してはいません 本当に殺してはいません・・・
今になってすみません F先生どうか私を助けて下さい お願いいたします。
・・・私は殺っていない事を殺ったとゆうのはもうがまんができません
でした。F先生すみません 判決も近いのにごめんなさい。けど
もう殺っていないのに殺ったとはいえませんが F先生すみません 願
いいたします。

私は.....お袋や兄弟に本当の事を言いたいのです 私は事件をおこし
ていませんと云います。.....私が平成2年5月12日午後幼稚園の仕事を
終えて午後1時30分ごろ家富町へ帰りました それが午後2時30
分ごろ家富町を出て福居泉町へ行くとちゅうで山清食料品店へ寄りまし
た 山清食料品店を出たのが午後3時すぎです パチンコ店には寄って
いませんでした。それでこの日は福居泉町から一步も外に出ていません。
それで次の日の朝の10時ごろ福居泉町のかり家を出て家富町へ帰ると
ちゅう渡良瀬川の田中橋をわたったら人がおおぜいいてそしてテレビ局
の車がありましたがなんだろうと思いながらニュー丸の内のパチンコ店
で1時間やりました。それで家富町へ帰りました 家についたのが11
時30分頃でした 家富町についてからお袋に渡良瀬川の田中橋の下に
大ぜいの人がいるよと話しました。これが本当の事です F先生,G先
生ごめんなさい ゆるして下さい これからもよろしくお願いいたしま
す。これからどうしたら良いでしょうか 先生おしえて下さい。私は今
つらくてしようがありません。

菅家利和

G先生様

F先生様

弁論再開及びその後の経過

この手紙を受け取ったF弁護人は、1993年(平成5年)6
月14日、裁判所に対して、手紙の取調べと被告人質問を求めて、

弁論再開申立をした。その結果，裁判所はこれを認め，同月24日に弁論が再開された。なお，調査チームの事情聴取の際，菅家さんもF弁護人もこの間に接見をしたか否かは記憶になかったが，Aさんが保管していた手紙によると，同月7日にF弁護人が菅家さんと接見した記録が残っている。

再開後の第10回公判で手紙が採用され，被告人質問が行われたが，それ以上の証拠調べが行われることはなく，再び論告，弁論が行われ，即日結審された。再開後の弁護人の弁論の内容は以下のとおりである。

弁論要旨を左の通り訂正する。

第1の第1行目「犯行を認め反省の情を表しているが」の部分削除し，「被告人は本件につき，」の以下に左の文言を加入する。

「現在犯行を否認しており，仮に自白調書があったとしても屢々供述を変える意志薄弱境界域にある人間としての信用性は著しく乏しい。然も」第2第1行目「仮に被告事件について」の以下に左の部分加入する「被告人の自白どおりという前提に立ってみて」（本人は現在否認している。）

このように，再開後の弁論は，従前の弁論に，ただ被告人が否認しているという事実を付け加えただけに過ぎないものであった。

そして，わずか13日後の同年7月7日の第11回公判で無期懲役判決が下された。

(2) 活動の検討

被告人の援助者としての姿勢の欠如

前述のとおり，菅家さんは手紙の中で，「本当に殺してはいません」などと，自らの無実を切々と訴えている。無実を訴えたうえで，F弁護人に助けを求めている。そして，事件当日の行動を具体的に説明し，アリバイに相当する事実を語っている（後に控

訴審で、この供述に裏付けがあったことが判明する。)

この手紙は、弁護人にとって衝撃の内容であるはずである。公判途中での一時の否認はあったものの、捜査段階から公判の最後まで自白を維持した被告人が、そうではないと無実を訴え、切々と弁護人に助けを求めているのである。弁護人としては、早急に接見し、被告人の言い分を詳細に聴き取り、証拠を徹底して再検討すべきである。それが被告人の援助者たる弁護人としての姿勢である。

しかし、弁護人の取った活動は、接見はしたものの、弁論の再開を申し立て、上記手紙を証拠として提出し、簡単な被告人質問を行っただけであった。新たな証拠請求や、否認供述を具体化する詳細な被告人質問は一切行っていない。しかも、再開後の弁論は、単に現在否認しているという事実を付け加えるだけのものがあった。

菅家さんも弁護人も記憶が薄れており、現時点では手紙を受け取った後、どのような打合せがなされたかは不明であるが、菅家さんと弁護人との間で綿密な打合せが行われた形跡はない。弁護人の活動には、被告人の援助者としての姿勢が欠如していたと言わざるを得ない。

被告人質問の問題点

再開後の被告人質問で、F 弁護人は、菅家さんが手紙に記したアリバイに関して、以下のような質問をした。

F 弁護人 五月一二日に三時過ぎから家にずっといたという、そういうことを証言できるようなものは何かあるんですか。あればどんな思いしても探してくるけれども、お客が来たとか、友達がいたとか、御用聞きが来たとか、集金に来たとか、そういうことはないんですか。

菅家さん　　そういうのではありませんでしたけれども・・・大家さんが毎日五時を過ぎますと、自分が借りている家の前を歩いていくんです。・・・だから、それで来ているなと思っていてくれたんじゃないかなと、自分は思っていました。

(中略)

F 弁護士　　ほかに何かないの。友達が来るとかそういう決定的なものは何かないかね。

菅家さん　　それがいいんです。

この質問からも、F 弁護士がアリバイに関して菅家さんと事前に話し合っていなかったことが窺える。弁護士がアリバイに関して菅家さんから詳細に聴き取り、裏付け資料を探すべく行動していれば、控訴審で明らかになったように、菅家さんが手紙の中で「山清食料品店を出たのが午後3時すぎ」と述べることに符合するレシートの存在に辿り着けた可能性もある。しかし、弁護士はそのようなこともせず、結局、菅家さんの述べることはアリバイにはならないことを確認するかのようになっている。

また、F 弁護士は、菅家さんが手紙の中で、「つらくてしょうがない」あるいは「ゆるして下さい」、「すみません」などと述べている趣旨について、以下のような質問をしている。

F 弁護士　　つらくてしょうがないというのは、やっぱり無期懲役求刑も含めてそういうようなつらくてしょうがないという意味なのかな。

菅家さん　　そうです。

F 弁護士　　あなたが、許してください、すみません、と言うのは、こういう迷惑をかけて、転々としていることについて、許してください、すみませんと、こう言

ってるわけ。

菅家さん はい，そうです。それもありますけれども，自分は本当にやってないんです。

F 弁護士 やってなきゃ，許してくださいと言わなくたって，別にいいんじゃないかと思うから，二転，三転して迷惑かけたことがすまなかったと，こういうことなんでしょう。

菅家さん はい。

F 弁護士 誰に許してくれと言っているわけなの。私に言ってると思うんだけど，その意味よく分からないんだけど，転々としたことについて許してくださいと言っているんですか。

菅家さん はい。

このような質問からも，弁護士が菅家さんの否認供述をまったく信用していないことは明らかである。弁護士は，菅家さんが被告人質問においても「自分は本当にやってないんです」と明確に述べているにもかかわらず，否認供述にならないように誘導し，菅家さんに否認ではないと認めさせることに終始している。弁護士が真犯人であるとの思い込みから，最後まで法廷で否認供述をさせないように誘導したのである。

また，G 弁護士も，アリバイに関する質問をしているが，最後に「さっき F 弁護士から聞かれたけれども訪れた人は特別にはいなかったんですね」と質問し，菅家さんが「いません」と答えたことによって，結局アリバイにならないことを再確認するような質問に終わっている。G 弁護士も，事前に打合せをすることなく，アリバイを潰す方向での質問をしていることは明らかである。

小括

以上のような弁護人の活動を振り返ると、被告人の援助者たる弁護人としての当然の職責を果たすとの姿勢が欠如していたと言わざるを得ない。最後まで、菅家さんが真犯人であるとの先入観に囚われて、単なる弁解としか受け取らず、否認供述を真摯に受け止め、それを具体化しようと尽力する姿勢がなかった。

職務基本規程第5条、第46条に規定する弁護人としての最善努力義務、誠実義務を果たしていないと言わざるを得ない。

5 まとめ

捜査段階及び第1審公判での弁護人の活動は、弁護人が被疑者・被告人の援助者であるとの姿勢に欠けており、弁護人の役割についての理解が欠如していたと言わざるを得ない。

当初から弁護人が被疑者の言い分を聴き取る姿勢があれば、あるいは菅家さんも弁護人に真実を供述して違った展開となったと思われるが、弁護人自身が菅家さんを犯人であると思う先入観があり、そのために、弁護人は、菅家さんが犯人であることを前提にしない質問をしなかった。そのような事情から、依頼人との間に弁護人がよき相談者、真実を話せる相手であるとの信頼関係を構築することが、まったくできなかった。捜査段階から第5回公判に至るまで、菅家さんが弁護人に対して真実を語らなかったのは、そのためである。

その後菅家さんが無実を訴える手紙に接しても、なお被疑者・被告人からその言い分を聴取していないことは、通常の弁護活動からは、まったく理解しがたいものがあり、最大の問題である。しかも、1度のみならず、2度にわたり被告人自身の無実を訴える手紙に接しながら、最初的时候は手紙を裁判所に提出して、いきなり被告人質問をする程度で、後日、これを否定する上申書の作成を勧め、また、結審後の弁護人宛ての手紙については、弁論再開申立をして被告人質問をする程度で、お茶を濁したと評価されてもやむを得ない活動しかしてい

ない。弁護人が被告人の主張を信用する姿勢が全然なく、犯人だと思
い込んでいたため、菅家さんの無実の訴えを無理筋の否認と受け止め、
まともに対応しなかった。弁護人が弁護人としての役割を果たさず、
機能していなかったのである。

第5 裁判所の問題点

1 第1審裁判所の問題点

(1) 自白の撤回を軽視

菅家さんは、捜査段階では自白してしまったが、第1回公判が始まる半月以上も前から、犯行を否認する手紙を家族宛てに書き続けていた。この菅家さんの気持ちがまったく反映されずに第1回公判が迎えられ、菅家さんは犯行を認める陳述を行い、弁護人も同じ意見を述べている。したがって、以後第6回公判までは、自白事件として訴訟が進行する。

しかし、第6回公判前に、菅家さんの家族から犯行を否認する14通の手紙を預かったF弁護人が、公判廷で手紙の内容に触れると、これに触発されたかのように菅家さんは自白を撤回する供述をし始めた。ところが弁護人は、「裁判をもう一遍やり直すという気持ちなのですか」などと、あたかも撤回を非難するかのような質問を行った。

裁判長もその流れを受け、自白にそった一挙手一投足を否認する菅家さんの供述に疑問を投げかける質問を畳み掛けるようにしたうえ、菅家さんが虚偽自白した理由を説明しようとする、これを止めてしまうという訴訟指揮を行った。さらに裁判長は、第7回公判では、犯行を認める上申書を前提とした質問は行うが、経緯にとらわれない自由な供述を求める質問はせず、また、菅家さんが前回供述しようとしていた、虚偽自白をした理由に関する説明を許す質問はしないで、被告人質問を終了させた。

菅家さんが、無罪でありアリバイも存在する旨の手紙を結審後に弁護人宛てに出したことによって、第10回公判で弁論が再開された。そこで菅家さんは、否認し、具体的なアリバイ主張も行った。しかし、裁判所は、菅家さんから否認の意思を確認しただけで、再び結審した。

弁護人が被告人の否認を受けて明確な主張・立証をしなかった点

に最大の問題があることは当然であるが、幼女殺人という重大事件において、それまで自白事件として進行してきた事件で被告人が否認に転じたのであるから、判断者としての責任を負っている裁判所は、アリバイ主張の真偽を確かめるために、弁護人にさらに具体的な主張立証を促すなどの訴訟指揮を行い、また自白がなされた理由を丁寧に確認するなどして、自白と否認の信用性を比較対照するような訴訟指揮を行うのが当然である。被告人が、二度にわたって公判廷で否認しているのに、裁判所はその否認の内容を被告人の供述以外の手段で確かめることなく、また、自白した理由について被告人に十分な理由説明を求めずに訴訟を終結させた。裁判所の対応は、被告人の自白撤回の意思を著しく軽視したもので、非難は免れない。

(2) 自白の検討を放棄

第1審裁判所の理解によっても、被害者の着衣に付着していたとされる精液と同一の血液型及びDNA型の出現頻度は、1000人中1.2人程度とされていた（もっとも、判決当時に発表されていた論文によれば、1000人中2.5人と訂正されなければならない。）のであるから、足利市内だけでも犯人とされる可能性のある男性数は数十人も存在することになる。他方、それ以外の証拠である陰毛の形態や菅家さんの生活態度等は、犯人性の決め手にならないことは言うまでもないことである。したがって、菅家さんを有罪とするには自白の信用性が決定的に重要であった。

しかし、第1審判決は、「被告人の自白が具体的かつ自然で信用できるものであり、これを裏付ける客観的証拠も存在する」と認定する。自白調書が、具体的ではあってもいかにも不自然で、これを裏付ける客観的証拠が存在せず、客観的事実にも反するものであることについては、控訴審裁判所の問題点を検討する場面で述べるが、第1審の判決においても、上記認定とは裏腹に、自白内容の検討は十分にはなされていない。

弁護人が争っていない点を考慮しても、自白を安易に鵜呑みにし

た裁判所の姿勢は、非難されなければならない。

(3) DNA 鑑定 of 過大評価

DNA 鑑定について、第 1 審判決は、「同鑑定方法の歴史は浅く、その信頼性が社会一般により完全に承認されているとまでは未だ評価できないというほかない」と認定した。これが、DNA 鑑定の基礎原理に関する認識か、それとも鑑定手段や方法に関する認識かは、必ずしも明確には判読できないが、その双方に関する認識と理解すべきと思われる。

本件で用いられた MCT 118 型鑑定は、科警研という鑑定実施者以外の研究者・研究機関の間では一般的にその信頼性については承認されていなかったのであり、DNA 型判定に用いられた 123 塩基ラダーマーカ―では正確な型判定が不可能であることが後に判明した。また、本件鑑定書の不鮮明なバンド写真を正確に判読することも不可能であった。したがって、第 1 審が、自ら認定した「信頼性が社会一般より完全に承認されているとまでは未だ評価できない」との判断に忠実であれば、本件では DNA 鑑定書の証拠能力は否定されなければならなかった。

にもかかわらず、証拠能力が与えられたのは、第 1 審が、科警研の技術者である鑑定実施者の証人尋問の結果を無批判的に容認したからに他ならない。弁護人の争い方が不十分であったとしても、最先端の技術の証拠能力が問題となっているのであるから、裁判所は職権によってでも、科警研の技術者以外の研究者の意見を聞くべきであった。

このように、本来であれば証拠能力が否定されるべき DNA 鑑定であるが、第 1 審は、これに証拠能力を与えただけでなく、過大な証明力も与えてしまったと言うほかない。すなわち、上記の DNA 鑑定に関する裁判所の評価によれば、仮に証拠能力が肯定された場合であっても、少なくとも証明力が減殺されるべき理由となるはずだが、第 1 審裁判所はそのことに配慮した様子はない。さらに、前

述のように、判決時の第1審裁判所の認識によれば、本件DNA型と同一の多型を有する者の出現率が1000人に1.2人であるから、足利市内に同一の多型を有する犯人とされる可能性のある男性の数は数十人存在することになる。したがって、犯人の同一性の証明力としては、このDNA鑑定は単なる参考資料程度のものではない。にもかかわらず、先に見たように、本件においては、被告人が公判廷で自白を撤回してもそれが重視されず、また自白の内容が十分に吟味されていないのであって、そのような原因は、このDNA鑑定の存在を抜きにしては考えられないのである。

以上のように、第1審裁判所は、DNA鑑定について、一般論では先のような制限的な考えを示してはいるものの、実態においては、その呪縛に囚われていたと言わざるを得ない。

(4) まとめ

本件では、被告人が判決の1年半も前から犯行を否認する手紙を家族に出していて、それが証拠として提出され、また公判廷で被告人が直接否認したにもかかわらず、裁判所はそれらを軽視して真正面から受け止めようとしなかった。他方で、自白調書の内容も丁寧に検討していない。

その原因の一つとしては、DNA鑑定の結果に囚われていたことが考えられる。弁護人が事実を争っていなかった点を無視することはできないが、裁判所は判断者としての重い責任を負っているのであり、深刻な反省が求められる。

2 控訴審判決の問題点

1996年6月7日に東京高等裁判所第4刑事部（Y裁判長）で菅家さんの控訴を棄却する判決が言い渡されたが、その判決内容は極めて問題が大きい。

(1) DNA鑑定に関する判断について

不正確な判定を受け入れた問題点

控訴審の判断は，その当時においても証拠能力や証明力に大きな問題のあったDNA鑑定を無批判に受け入れたものである。控訴審の段階では，第1審当時のマーカーであった123塩基ラダメーカーが不正確であることが明らかとなっていたにもかかわらず，その後開発されたアレリックマーカーと規則的な対応関係があるかのように判断し，その不正確性に目を向けなかった。また，バンドパターンが不良であり，客観的な型判断が不可能であるにもかかわらず，その証拠能力や証明力を認めたという意味で，大きな問題を含んでいる。これらの問題を論ずるのは専門的かつ詳細な議論が必要となるため省略するが，ここでは最もわかりやすい出現頻度の問題について若干触れることとする。

出現頻度の検討が不十分

第1審で提出された鑑定書では，菅家さんと同一の血液型（B型の分泌型）であり，同じDNA型（CT118型が16-26）である人物の出現頻度は，1000人に約1.2人とされていた。ところが，その後サンプル数が増えるにしたがって出現頻度は増加し，控訴審の結審の段階では，1000人に5.4人にまでなっていた。このことは185人に1人は菅家さんと同一の型をもつ人物が存在することを意味する。すなわち，事件が発生した足利市内でいえば，犯行が可能な年齢の男性に限定したとしても，200人以上が犯人の可能性があった。したがって，この出現頻度の問題を厳密に検証すれば，当時のDNA鑑定は犯人を特定するに足る証拠とは到底言えないはずであり，参考資料に留める程度のものに過ぎなかった。そして，菅家さんを有罪とするのであれば，自白をはじめとするDNA鑑定以外の，他の証拠を慎重に検討すべきであった。

ところが，控訴審は，出現頻度が大きく変化していることも，犯人と同一の型をもつ人間が菅家さん以外にも多数存在することも，具体的に検討することなく，「血液型だけでなく，325

通り（控訴審段階では378通り）という著しい多型性を示すCT118型が一致したという事実がひとつの重要な間接事実となることは否定できない」という第1審の判断を追認し、当時のずさんなDNA鑑定に過大な証明力を認めた。控訴審は出現頻度という重要な問題に関して、何ら説明を行わないに等しく、その判決理由は厳しく批判されなければならない。

(2) 自白調書の評価について

自白の信用性判断を誤ったこと

控訴審裁判所が無辜の菅家さんに有罪判決を下したのは、控訴審段階でその正確性に重大な疑念を生じていた、DNA鑑定を過大評価したことの影響が大きい。当時のDNA鑑定に問題があれば、裁判所が自白の信用性に対する判断を、特に慎重に行わなければならないはずである。ところが、控訴審はDNA鑑定のみならず、自白の信用性の評価に関しても、真摯な検討を怠った。自白の信用性の判断基準については、数々の最高裁判所判例（昭和57年1月28日の鹿児島事件判決、昭和57年3月16日の大森勸銀事件判決、昭和63年1月29日の六甲山事件判決、平成元年6月22日の山中事件判決など）によって積み上げられてきたが、控訴審判決は極めてずさんな形でしかそれを適用しなかった。この点において、最大級の批判が控訴審判決には加えられなくてはならない。

最高裁判所における自白の信用性判断基準

それまでの数々の最高裁判所判例で確立された自白の信用性の判断基準としては、

ア 自白に秘密の暴露があるか否か

イ 自白が客観的証拠と一致するか否か

ウ その内容が変遷しているか、変遷しているとすれば、いかなる事項についてどの程度変遷しているか、変遷の合理的理由があるか否か

エ 自白の内容に不自然，不合理な内容が含まれているか否かといった点がある。

秘密の暴露がないこと

アの秘密の暴露の点について，控訴審判決は「本件において，自白によって初めて明らかになった，厳密な意味での秘密の暴露は見当たらないことは，所論指摘のとおり」としながら，「秘密の暴露があれば，その事柄に関連する自白部分の信用性は極めて高いといえるけれども，逆に，それが無いからといって，自白が信用できないということにならない」と言い切った。そもそも自白に秘密の暴露がない場合には，その自白の信用性の判断は慎重を期さなければならないはずである。しかしながら，控訴審判決は，「相当綿密な現場の捜査がなされた本件のような場合においては，相対的に秘密の暴露の余地が狭くなるのは当然」などと自らの立場を正当化し，慎重に行うべき自白の信用性の判断を放棄している。

客観的証拠との不一致

イの自白が客観的証拠と一致するか否かの点であるが，これについても，控訴審判決は極めて不十分な検討しか行っていない。

この点に関し，弁護人は10以上の論点にわたり，菅家さんの自白が客観的証拠と整合しない旨主張していたのであるが，控訴審は，このうちわずか5つの論点についてしか判断を示さなかった。判断を示さなかった疑問点についても，すべて重要かつ合理的な疑問であった。この点に関し，控訴審判決は，「被告人の自白は，事件発生から約1年半経た後に初めてなされたものであるから，細部に至るまで客観的事実と一致しないのはむしろ自然であって，細かい点で齟齬があるからといって，その信用性に直ちに影響を及ぼすものではない」と言い切り，自白の信用性の真摯な検討を怠った。

例えば，菅家さんが，殺害の方法としては様々あるにもかかわ

らず、「手で首を絞めて殺しました」と捜査官に供述したこと及び菅家さんが取調官から示唆や押し付けがなかったと供述したことのみをもって、この点に関する菅家さんの自白の信用性を担保できるものとした。被害者の首に菅家さんの自白とは異なる場所に扼痕があるとの弁護人の主張に対しては、取るに足らない矛盾、と指摘するにとどまった。

また、菅家さんが犯行前に遊んでいたというパチンコ店、誘拐現場であるパチンコ店駐車場付近、犯行現場近くの河川敷の運動公園での菅家さんと被害者の目撃情報が一切ないという事実について、すべて具体的理由を示さずに、「格別不審はない」との一言で済ましている。パチンコ店では約400人の客が特定されていたが、菅家さんの目撃情報は1件たりともなかった。夕方という時間帯からして、駐車場内に設置された景品交換所付近には、多数の人間がいたと考えられるが、景品交換所従業員からも客からも、目撃情報はまったくなかった。河川敷の運動公園では、事件当日の同じ時間に、散歩をしていた人、野球の練習をしていた人、ジョギングをしていた人など多数あったが、その中にも目撃情報は一切なかった。菅家さんの自白によれば、菅家さんは自転車の後部座席に被害者を乗せて、運動公園付近を走行したとのことであり、自白が真実であるとするれば、両名の姿を何らかの形で誰かが目撃しているのが自然であろう。ところが、控訴審は目撃情報らしきものすらなかったのを、まったく疑問に思わなかったらしい。

また、被害者の半袖下着に犯人の精液が付着していたこと、被害者の顔面には犯人の唾液が付着していなかったことという客観的証拠と、菅家さんの自白との間に大きな矛盾があった。菅家さんの自白した自慰行為の方法によれば、被害者の半袖下着に菅家さんの精液が付着することはあり得なかった。さらに、菅家さんは被害者の顔面をなめた旨自白していたが、その裏付けとなる

客観的証拠は存在しなかった。この点に関し、控訴審は「犯行後1年半経過した自供の時点で」、「直ちに自白が疑わしいとはいえない」などとして、自白と客観的事実の矛盾を時間的経過が原因であると勝手に決めつけて、その矛盾を真剣に取り上げることをしなかった。

殺害状況に関する自白に関しては、被害者を数十秒で殺害することができたとか（この供述は変遷している。）、首を絞めていたときに被害者が痙攣することが供述されていなかったりなど、不自然な内容の自白がなされていた。絞殺の場合、被害者が死に至るまで数分は要するとされ、また首を絞められた被害者は激しく痙攣するというのが法医学の常識であるが、菅家さんの自白はそれと矛盾しており、このことは、殺害状況に関する菅家さんの無知を暴露しているとしか言いようがなかった。しかしながら、控訴審判決は、弁護人のこれらの主張を一切黙殺している。

自白の変遷

ウの自白の変遷については、弁護人が主張した「犯行時刻、殺害現場と殺害方法、コンクリート護岸での行為、自慰行為の場所と射精の回数」のみを取り上げ（ここでも判断をしない論点が多くある。）、これにつき「直接体験した事柄であっても、時間の経過により、記憶の内容、程度にも差異が生じ、また記憶喚起の度合い、正確度、表現力も多様であり、本件のように、犯行から1年半以上も経過した後に、捜査官の取調べを受けた場合、自分の不利益に直接連なる事柄の供述が、動揺、ためらい、亡失、記憶違いなどのため、ある程度変動することは、むしろ自然である」とした。

ここで言えるのは、控訴審判決は、上記のような一般論を掲げるのみであって、個別の論点に踏み込んだ具体的な信用性判断を避けていることである。このような手法で自白の信用性の判断がなされるのであれば、犯行から一定の時間が経過したような場合、

自白の内容にどのような変遷があってもその信用性には問題がないと言っているのに等しい。最高裁判所判決で確立した自白の信用性の判断基準とは明らかに矛盾しているとしか言いようがない。

自白内容の不自然性，不合理性

エの自白の内容の不自然性，不合理性の問題についても，控訴審判決はその真摯な検討を怠るか，あるいは恣意的な判断を下している姿勢が顕著である。

菅家さんが自白するような方法でのわいせつ行為，死体遺棄行為，衣類の投棄行為を，夜間かつ短時間で行うことはほぼ不可能である，との弁護人の主張を裏付けるため，弁護人は殺害現場付近の検証を証拠申請した。現場検証を行っていれば，弁護人の主張が真実であることが容易に明らかになったと考えられるが，控訴審は現場検証を実施しなかった。それに留まらず，自白の信用性に関する当該疑問に関する判断を行わなかったこと自体，審理不尽とのそしりを免れない。

また，「自転車に乗るかい」と声をかけたところ，見ず知らずの菅家さんの単純な呼びかけに被害者が簡単に応じた，という内容の自白に関する控訴審の判断が極めて恣意的であることにも驚かざるを得ない。

すなわち，この点に関し，「(菅家さんが)通算10年以上，保育園や幼稚園で園児送迎バスの運転手を勤め，幼児の扱いに慣れており，その風貌，態度，語りかけの口調などの点で幼児に警戒心を起こさせないものを持っていたことが窺がわれるのであり，自転車に乗ることが大好きだった被害者(被害者の母親の供述)が，格別抵抗することなく被告人の自転車の荷台に乗り，連れられていったことに，特段不審な点があるとは思われない」と控訴審判決はいう。

しかしながら，同じ被害者の母親が「被害者は自転車に乗るこ

とは好きだったが、何か巧みな話に釣られたのだと思います。理由もなく知らない人に誘われてついていくような子ではない」と供述する部分については、まったく触れることもせず、さらに、事件前日に、被害者が第三者に「変な人にはついていかない。絶対大丈夫」と話していたことにも何ら言及することがない。これらの菅家さんの自白と相容れない証拠があるにもかかわらず、控訴審は、菅家さんの不自然な自白（偽計を用いなくとも被害者が簡単に菅家さんについてきたという）を信用性が高いと評価したのである。

(3) 公判廷における自白の評価について

公判廷でも自白を維持したこと

菅家さんは、宇都宮地方裁判所における第1回公判から第5回公判までの間、公判廷においても自白を維持し、第6回公判において一時それを撤回したものの、第7回公判から第9回公判まで再度自白に転じ、第10回公判で再び否認したが、第11回公判でそのまま判決を迎えることになった。

公判廷における自白の信用性判断基準

第1審の公判廷における自白の信用性についても、捜査段階における自白の信用性と同様の判断基準をもって判断すべきであるが、控訴審判決は、第1審の公判廷における不自然な自白について具体的検討を加えることをしなかった。なぜなら、控訴審判決は、公判廷における自白の信用性は極めて高いという前提に立って、その信用性の評価を怠ったからである。

しかしながら、公判廷の自白の信用性が高いのは一般論としては成り立つものの、無条件に信用性が高いということとはできない。公判廷の自白が存在したにもかかわらず、それが虚偽の自白であることが後に判明し、無罪となった事例が過去にも存在するにもかかわらず、控訴審判決には公判廷における自白に対する問題意識はまったくなかった。

控訴審においては，弁護人の活動によって，第1審の弁護活動が不適切，不十分であることが判明したのであるから，その影響を受けた第1審公判廷における自白が，虚偽のものであると疑う余地は十分にあった。なぜなら，不適切な弁護活動や被告人と弁護人との信頼関係の不存在が，虚偽の公判廷自白を生み出すことのあることは，過去の冤罪事件が物語っているからである。その点で，公判における虚偽自白の究明のためには不可欠であった第1審弁護人の証人尋問を却下したことについて，控訴審は批判されるべきである。

矛盾を示す控訴審の判断

また，控訴審は菅家さんのことを「知能は普通域と精神薄弱の境界域にあり，人格の発達未熟で，自我が弱く，自己表現の能力に劣り，成人との間でまともな対人関係が作れない傾向にあり，暗示に掛かりやすく，質問を生半可に理解して，不完全な答えをするなど，真意にもとる応答をするおそれなしとしない」という。しかしながら，そう指摘するに留まり，自白の信用性を当該見地から具体的に検討することを回避した。それどころか，控訴審判決は，第1審において菅家さんが公判廷で自白を維持しながら，親族に対しては無罪を訴える手紙を出していたことについて，「無実を訴える記載は，進行中であった原審公判における，当時の被告人の供述内容とまったく矛盾する内容であり，被告人は，その当時，原審公判廷での供述と肉親への手紙の中の文言とを，それぞれ同時に使い分けていたとしか言いようがない」などとし，菅家さんが第1審のかなり初期の段階から無罪を訴えていたにもかかわらず，その手紙における主張を虚偽のものと決め付けた。菅家さんのことを自我が弱いとか自己表現の能力に劣るといっておきながら，別の場面では菅家さんが供述内容をうまく使い分けていたなどというのは，御都合主義であり，判決理由の齟齬としか言いようがない。

公判廷における供述の変遷

しかも、第1審の第5回公判廷においては、菅家さんは小児性愛者であることを否定したが、捜査段階で菅家さんが自白した内容からすれば、菅家さんは小児性愛者としか言いようがなく、この点に関する変遷は極めて重要である。また、菅家さんは、捜査段階でわいせつ目的で被害者に声掛けをしたことを公判廷では否定し、さらに、殺意の発生時期につき、捜査段階では「わいせつ行為をすると騒がれるので、被害者を殺害した」というものであったのを、「被害者を抱きしめたところ、騒がれたのでとっさに殺害した」と公判廷で供述を変更した。すなわち、菅家さんは、犯行動機、殺意の発生時期ないしは過程という犯行の根幹部分で、捜査段階の自白を大幅に変遷させたことになる。したがって、この点に関する検討は、捜査段階から公判段階における一連の自白の信用性を吟味するにあたり、必須であった。しかしながら、控訴審は、被害者を殺害したという自白自体は信用できるものとしながら、公判廷における重大な自白の変遷について、何ら合理的な説明をしなかった。控訴審の裁判官は、公判廷における自白であれば、いかなる内容のものであっても、いかなる変遷があっても信用性が高く、信用性の評価をする必要がないとしたものとしか言いようがないが、到底理解しがたい。

(4) まとめ

余りにも恣意的な判断であること

控訴審判決に総じて言えることは、無期懲役という極めて重大な不利益を伴う判決内容であるにもかかわらず、その判断過程や理由に関する説明が極めて不十分あるいは恣意的だということである。弁護人の主張は詳細にわたるものであり、かつ極めて説得的であったため、その控訴理由は第1審判決を破棄するに十分な問題提起を提示していた。ところが、控訴審判決は、控訴理由を排斥するに十分な、説得的な根拠をほとんど示さず、有罪とす

るに必要十分な説明責任を果たさなかった。実際のところ、菅家さんは無実だったのだから、有罪としての説明責任を果たすことはおよそ不可能であったがために、このような判決にしかならなかったのだらうと思われる。

裁判所の説明責任

刑事裁判においては、有罪であれ無罪であれ、検察官及び弁護人（被告人）の主張に対し、判決の中で裁判官の負っている説明責任は、その職責に求められるべき最低限かつ重大な任務である。判決が当事者の主張に対し、十分に説得的な説明がなされてはじめて、被告人や関係者は「公平な裁判所」による「公正な裁判」が行われたことを確認することができ、公平、公正である以上は、判決に従わなくてはならないという動機付けが働くのである。しかしながら、説明責任を果たさない、理由不備な判決においては、被告人に対する感銘力は何ら生じないし、関係者を納得させることもできない。控訴審判決は、このような刑事裁判の意味や役割を意識したうえで判決を下したのだらうかとの疑問を禁じ得ない。控訴審が菅家さんを有罪にした判決手法を見ると、弁護人（被告人）に対する説明責任を果たすかどうかではなく、起訴された以上は、何かしらの理由を付して菅家さんを有罪にしなくてはならないといった価値判断ばかりが伝わってくる。

控訴審が、弁護人の提起した数々の疑問点に対し、誠実に説明責任をきちんと果たそうという気持ちが多少なりともあれば、控訴審の段階で菅家さんの無罪判決が下されていたであろう。弁護人の主張や菅家さんの言い分に真摯に耳を傾けることをせず、無実の菅家さんを長期間にわたり身体拘束したことに関する控訴審裁判官の責任は、弁護人が機能しなかった第1審に比べ、格別に重大である。

刑事裁判のルールを機能させることが必要であること

また、有罪方向にのみ偏った恣意的な証拠の取捨選択が、控訴

審判決においては顕著である。このような判決手法に接すると、裁判官においては有罪志向が大変強く、「疑わしきは被告人の利益に」とか、「有罪判決をするためには合理的な疑いをいれない程度に検察官の主張が立証されねばならない」との刑事裁判の大原則がほとんど機能していないのではないかと危惧さえ抱きかねない。控訴審の裁判官には、刑事裁判のルールなど念頭にはなく、なぜか菅家さんが真犯人であるとの予断をもって有罪との結論を決めたうえで、証拠を評価したのではないかと思われるのである。そうでなければ、これほどまでに恣意的な証拠の取捨選択ができるはずがない。

無罪を指し示す証拠が数多く存在するにもかかわらず有罪判決が下された足利事件は、有罪率が99パーセントを超すわが国の刑事裁判の内実を鋭く問うている。すなわち、有罪率が異常に高くなっているわが国の刑事裁判の中で、発覚した冤罪事件以外にも多数冤罪が存在するかもしれないということである。これまで冤罪が発覚した事件を振り返ってみると、松川事件では、検察官により秘匿されていた被告人に有利な証拠が偶然に発覚したことによって明らかとなった。氷見事件においては、服役後に真犯人が判明したという偶然によって、Zさんの無実が証明された。足利事件では、科学技術の進歩によって、当初行われたDNA鑑定の誤りが判明したために、菅家さんの冤罪が明らかとなった。このように、冤罪が明らかとなるのは、偶然や科学技術に左右されるところが大きく、裁判所が証拠（ことに自白調書）の評価の方法を自ら変更したためであることは少ない。裁判所自身の姿勢が、冤罪の原因となっているのである。

裁判官は、足利事件で犯した判断の過ちを二度と決して繰り返してはならない。そのためには「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の大原則に忠実であることが、刑事裁判官には何よりも求められている。冤罪は絶対に許されない究極の人権侵害であ

り、刑事裁判はそれをもたらす危険性が高いことを裁判官はあらためて認識すべきである。刑事裁判という国家権力の究極的行使の場面においては、慎重には慎重を重ねるべきことを裁判官は肝に銘ずべきである。

3 最高裁判所の問題点

(1) R 鑑定の無視

弁護人は、刑務所に収容されている菅家さんから封筒に入れた毛髪を郵送してもらい、これを資料としてR 日本大学教授にDNA 鑑定を依頼したところ、被害者の着衣から発見された精液のDNA 型と異なるとの結果が出た。すなわち、菅家さんは本件の犯人ではないとの、明確な科学的証拠が発見されたのである。そこで弁護人は、そのR 鑑定書を添付して、最高裁判所に正式なDNA の再鑑定を求めたが、最高裁判所は再鑑定を命じようとはしなかった。その成立が証明されれば菅家さんの無罪を確実に証明できるR 鑑定書が提出されたのに、これをまったく無視したのである。

刑事訴訟法第411条第3項は、上告理由に該当しなくても、重大な事実誤認があって原判決を破棄しなければ著しく正義に反するような場合は、最高裁判所に原判決を破棄する権限を与えた。これは、具体的事案の適切処理と当事者の救済を図り、最高裁判所に終審としての役割を全うさせる趣旨から規定されたとされている。そして、事実取調べを認める刑事訴訟法第393条が、上告審の審理手続に準用されているのであるから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するような蓋然性の高い場合は、その調査のための事実取調べは、最高裁判所の役割を考えれば、不可欠であると言わなければならない。

本件では、犯人性が争われた事件における無期懲役判決の重要な根拠となった鑑定に誤りであったとの疑いが、R 鑑定書という科学的根拠を示して提出されたのだから、最高裁判所は事実の取調べを

行い，それを確かめなければならなかった。事実取調べのための再鑑定は不可欠であったのに，これをしなかった最高裁判所は，終審としての任務を放棄したと言わなければならない。

(2) ずさんなDNA鑑定の証拠能力を認めたこと

最高裁判所は，「本件で証拠の一つとして採用されたいわゆるMCT118DNA型鑑定は，その科学的原理が理論的正確性を有し，具体的な実施の方法も，その技術を習得した者により，科学的に信頼される方法で行われたと認められる」として，本件DNA鑑定に証拠能力を与えた。

しかし，MCT118型を利用した鑑定につき，その基本原理に疑いが持たれている点は置くとしても，本件鑑定の方法は，マーカーが間違っていたり，泳動像が不鮮明で正確な判読が不可能であったのであるから，およそDNAの同一性を判断できる余地はなく，これに証拠能力を与えたのは明らかに誤りであった。

(3) 自白の検討を放棄

前述のように，菅家さんの捜査段階及び公判段階での自白は，秘密の暴露がなく，客観的証拠と矛盾し，さらに内容が変遷し，不自然で不合理な内容を含んでいる。自白の信用性に関するこれまでの最高裁判所の基準に照らしても，信用性が否定されるべきものであった。

弁護人は，それらの点につき，具体的に詳細に，かつ明確に主張しているのに，最高裁判所はこれに一顧だにしていなかったのであり，不当と言うほかない。

(4) まとめ

本件では，R鑑定書という明確な科学的根拠を示して原判決が誤っているとの疑いが示され，その疑いが事実であれば原判決を破棄しなければ著しく正義に反することは明らかであったのに，最高裁判所はそれを確かめるための再鑑定を命じなかった。他方で，その原判決を支えている科警研の実施したMCT118型鑑定につい

ては、ずさんな内容であることが明らかになったのに、安易に証拠能力が与えられた。

最高裁判所が、DNA鑑定に関して本件で犯した誤りは、誠に大きいと言わなければならない。

4 請求審の問題点

(1) 経緯

菅家さんは、2002年（平成14年）12月25日、宇都宮地方裁判所に再審請求を行った。弁護人らは、確定判決の証拠構造分析をもとに、詳細な主張を行った。本件DNA鑑定については、その問題点を指摘したうえで、R教授作成の検査報告書（R鑑定書）によって、遺留精液のDNA型と菅家さんのDNA型が同一でない可能性が示唆され、菅家さんが真犯人であることについて合理的な疑いが生じていることを主張したのみならず、分析精度の高い、最新の方法によるDNA再鑑定を求めた。

これに対し、宇都宮地方裁判所は、2004年（平成16年）7月12日、遺留精液が付着した被害女児の半袖下着をロッカーでの常温下において保管していた裁判所押収物主任官に対して、提出を命じたうえ、同年10月26日、自治医科大学法医学教室において冷凍保管することを決定した。

他方、同裁判所は、8回に及ぶ三者協議を重ねつつ、被害女児の死体所見に関する鑑定書を作成したS山形大学名誉教授及びT榊原記念病院病理部部長に対する証人尋問を行った。

ところが、同裁判所は、DNA再鑑定については、これを実施することのないまま、2008年（平成18年）2月13日、再審請求を棄却した。

(2) DNA再鑑定

R鑑定書は、菅家さんが上告審弁護人に郵送した封筒内のビニール袋に封入された毛髪44本中の毛根部のはっきりした毛髪6本

の中から，さらに選択された4本について，毛根部からDNAを抽出し，PCR法により増幅し，その産出物をポリアクリルアミドゲルに添加して，アレリックマーカ―及び123塩基マーカ―と同時に電気泳動を行い，アレリックマーカ―により型判定を行ったところ，いずれも18・29型であったというものである。

一方で，本件DNA鑑定においては，被害女児の半袖下着の遺留精液のDNA型と菅家さんのDNA型は，アレリックマーカ―による型判定に読み替えれば18・30型で一致したとされている。

したがって，R鑑定書により，本件DNA鑑定の信用性に重大な疑いが生じているのみならず，R鑑定書によるDNA型判定が正しければ，菅家さんが真犯人でないことが明らかとなるのであるから，R鑑定書によるDNA型判定の真偽を確かめることは，請求審にとって極めて重大なテーマであったはずである。それゆえ，弁護士らも，R鑑定書を証拠として提出するのみならず，裁判所による再鑑定が不可欠であるとして，これを求めていた。

ところが，宇都宮地方裁判所は，前述のとおり，半袖下着を冷凍保存する措置は取ったものの，DNA再鑑定を実施しなかった。しかも，宇都宮地方裁判所は，R鑑定書には，検査対象資料である毛髪採取過程に関する記載がなく，他に毛髪採取過程の裏付けとなる資料が見当たらず，検査対象資料が菅家さん由来のものであることの疎明がないとしたうえで，検査対象資料である毛髪が，現実に菅家さんの頭髪から採取された毛髪であることの裏付けがないということは，事柄が資料の同一性という全か無かという関連性そのものに関わるもので，R鑑定書の証拠価値は極めて乏しく，本件DNA鑑定書の証明力を何ら減殺させないとした。

このような裁判所の判断が理解に苦しむことは，当時の世論及び多くの論者によって，すでに指摘されているところである。R鑑定書の検査対象資料である毛髪が菅家さんの頭髪から採取されていることが疎明されていたか否かについてはさておいても，当該毛髪

が菅家さんの頭髪から採取されたものであったとしたならば，菅家さんは真犯人でないにもかかわらず，すでに長期間の受刑を強いられているという極めて重大な人権侵害が起きていることはあまりに明らかである。そのような重大な人権侵害という事実を前にすれば，検査対象資料が菅家さん由来のものであることの疎明などは，実に些末な技術的な事柄に過ぎない。なぜならば，裁判所自らが菅家さんの毛髪を採取して，DNA再鑑定を実施しさえすれば，簡単に判明することだからである。

(3) 審理期間

再審請求から棄却決定を出すまで5年余りを要した。半袖下着を冷凍保管してから数えても，棄却決定までに3年4か月かかっている。本件請求審においては，本件DNA鑑定の信用性だけが審理の対象となっていたわけではないし，8回の三者協議，2名(3期日)に対する証人尋問を実施するなどしており，一定の時間を要するのはやむを得ない面はある。しかしながら，絶対的な長さもさることながら，本件DNA鑑定の信用性が最も重要なテーマであったことは間違いのないところであり，その後の即時抗告審の推移からしても，速やかに請求人の毛髪を採取し，裁判所自ら鑑定すれば，その時点で結論が出てしまう可能性を認識し得たはずである。そうすると，本件請求審の審理期間は長きに失したとの批判を免れない。

(4) まとめ

再審請求を受けた裁判所は，R鑑定書の真否によっては，菅家さんが真犯人ではなく，真犯人でない人を長期間服役させたという，重大な人権侵害が起きていることが明らかになるはずの状況に直面していた。したがって，裁判所は，人権保障上の重要な責務を有している以上，速やかにその真否を確認するための再鑑定を実施すべきであり，結論を先延ばしするだけのような審理の進め方をしはならなかった。

しかし，本件では，審理期間があまりにも長くかかったうえ，結

局，木で鼻を括ったような論理を弄して，再鑑定を実施しなかった。

裁判所は，無実の者を罰してはならないという，人権保障上極めて重要な，しかし当然の責務を負っていることを忘れてはならない。その責務は再審手続において，いささかも減退することがない。本件請求審ほど，このことを痛感させた裁判はない。

請求審に関わった裁判官は，その点があまりに鈍感であったと言わざるを得ない。

5 再審公判裁判所の問題点

再審公判裁判所が，U鑑定とV鑑定について，鑑定人を証人尋問のうえ，両方とも証拠採用したこと，K検事による取調べ録音テープを証拠採用して，K証人を取り調べたことについては，一定の評価をすることができる。しかし，再審公判裁判所は，弁護人が，DNA鑑定の問題点，自白の信用性及び任意性等について，数々の疑問点を挙げたにもかかわらず，判決においてこれに正面から答えようとしなかった。

第1審，控訴審及び上告審は，DNA鑑定の結果と菅家さんの自白を2つの柱として，菅家さんに有罪判決を下してきた。これらの判決書を読む限り，DNA鑑定の結果だけで，菅家さんが有罪と認定されたわけではなかった。そうだとすれば，再審公判裁判所が，これら裁判所の認定を覆し，菅家さんに無罪を言い渡すのであれば，上記有罪判決の根拠については，すべて検討を加えるべきであった。

また，DNA鑑定による判断の誤りがどこにあったか，自白調書の判断の誤りがなぜ生じたか，裁判所としては，その疑問を解明する努力をし，誤判原因の究明を試みてもよかったのではないかと思われる。

第6 今後の冤罪を防止するために

1 足利事件における冤罪の原因

足利事件の冤罪の原因として挙げられるのは、以下の事由である。

- (1) 菅家さんと犯人のDNA型が一致するとの鑑定そのものに誤りがあった。
- (2) 捜査機関が当時、犯人特定の蓋然性が高いと言えないDNA鑑定に信用を置き過ぎた。
- (3) 裁判所が、DNA鑑定の証拠能力を肯定したばかりか、その証明力を正しく評価できなかった。
- (4) 警察官が菅家さんに暴行や偽計を用いて虚偽の自白を作り上げた。
- (5) 第1審弁護人の活動が、捜査、公判を通じて極めて不十分であった。
- (6) 裁判所、検察官及び弁護士ともに、第1審の公判途中で被告人の否認供述を知りながら、これに真摯に対応しなかった。
- (7) 裁判所が自白の任意性・信用性に関する判断を誤った。

2 DNA鑑定の中立機関による試料保存と証拠能力規制

足利事件で菅家さんを犯人とする最重要証拠は、DNA鑑定であった。しかし、その鑑定に誤りがあったことが明らかとなった。被害者の着用していた半袖下着に付着していた精液のDNA型を再審請求の即時抗告審の段階で再鑑定した結果、菅家さんとは別の型であることが判明したのである。

このように、足利事件の場合には、鑑定の対象となる下着に付着していた精液が保存されていることによって再鑑定をすることができた。しかし、そのような試料が存在しなかったとしたら、あるいは再審で無罪を勝ち取ることも厳しかったに相違ない。

足利事件は、捜査機関が実施する鑑定の際には、鑑定試料の全量消費を禁止し、鑑定試料を全量消費した場合には鑑定の証拠能力を否定

するなどの規制が必要であること示している。また，足利事件は，弁護人が再鑑定を求めたにもかかわらず，上告審である最高裁判所や再審請求審である宇都宮地方裁判所が再鑑定を拒否したこともあって，再鑑定がなかなか実施できなかった。このような事態を改善するには，捜査機関が独占している鑑定試料について，鑑定対象となった試料すべてを，捜査機関とは独立した中立的機関による保管に委ねることとして，必要があれば弁護人においてもアクセスができ，弁護人においても，必要があれば，鑑定を実施することができるなどの制度が作られるべきである。

3 虚偽自白を防止するための取調べ全過程の録画の必要

足利事件で，菅家さんを犯人とした証拠の，もう一つの重要な柱は虚偽自白である。

足利事件に限らず，わが国における冤罪のほとんどが，密室での取調べによる，虚偽自白によるものであることが実証されている。いずれの場合にも，取調べ全過程の録画・録音がなされていれば，虚偽自白に追い込む，捜査機関による脅迫，暴行，誘導，強制自体が防止できたと思われる。足利事件においても，任意同行からの取調べ全過程の録画・録音がなされていれば，警察官による偽計や暴行を用いての自白の強要それ自体がなかったはずであり，これによる虚偽自白もなかったと思われる。

足利事件は，取調べ全過程の録画の必要性を強く示した事件であり，早急に，取調べの可視化（取調べ全過程の録画）が実現されるべきである。

4 弁護活動の充実に向けた弁護士会の態勢・研修の強化

本件では捜査及び第1審公判での弁護人の活動に問題があった。弁護人の充実した活動，刑事弁護技術の獲得と向上は，個々の弁護士の研鑽，切磋琢磨を基本としつつ，日弁連や各単位弁護士会における研

修等を通じて獲得されるものである。

したがって、弁護士会はこのような研修等の態勢を整えるとともに、場合によっては、個別の事件における弁護人の支援態勢の確立を目指すべきである。足利事件の場合、栃木県弁護士会では、菅家さんが公判途中で否認をしたとの報道などを受けて、弁護人に対する支援の申し出をしたが、当時の弁護人が自白事件であるとの認識から、これを断った経緯があり、弁護士会による支援態勢ができなかった。このような足利事件の経緯を踏まえても、弁護士会として、弁護人の個々の独立した活動を尊重しつつ、これを支援する態勢を構築することが求められているのではないかと思われる。

特に、被疑者国選弁護制度の拡大により、刑事弁護に関わる機会が増えたうえ、これらを経験が少ない相当数の弁護士等が担わざるを得ない現状にあっては、その必要性が一層増加していると言える。

日弁連においては、再審事件については、人権擁護委員会における厳格な審査を経たうえでの支援体制を構築しているが、再審に至る前の事件についての制度は持っていない。日弁連刑事弁護センターなどにおいて、これらについて議論を進めることがあってもよいと思われる。

また、全国的に見ても、単位弁護士会ごとに見ても、都市部に弁護士が偏在しているが、そのような中で、どのような地域にあっても、被疑者・被告人の援助者として弁護人の活動を担う弁護士を、層として配置していくことが必要である。これまで、都市型公設事務所やひまわり基金公設事務所の設置により、これらの事務所が一定の役割を果たしてきているが、さらに一層の充実が求められていると思われる。

5 冤罪を解明する国家的規模での組織の必要性

日弁連では、足利事件及びその前に生じた冤罪事件である氷見事件、志布志事件などを受けて、「えん罪事件について、その捜査、起訴及び公判など刑事諸手続の過程における誤りの原因を調査究明し、将来

のえん罪防止に向けた諸制度の運用改善及び立法を政府及び国会に勧告・提言するため，国会又は内閣に，第三者機関を設置することを求める」との「えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書」を公表している（2011年（平成23年）1月20日）が，一刻も早く，上記の委員会が設置されるべきである。

6 冤罪を防止する刑事裁判システムの再構築に向けた弁護士会の取り組み

冤罪の防止のためには，本稿で指摘した取調べの可視化の実現は喫緊の課題である。そして，それとともに，足利事件は刑事手続改革の視点からは，以下の改革が必要であることを示している。

- (1) 警察署留置施設（代用監獄）の廃止，長時間取調べの法的規制など取調べの場所的，時間的規制
- (2) 被疑者・被告人の身体拘束からの早期の解放，いわゆる「人質司法の打破」
- (3) 弁護士への全面的証拠開示を含む，刑事手続の全過程での武器対等（当事者主義の徹底）の実現
- (4) 事実認定を供述調書に依存した，いわゆる「調書裁判の打破」
- (5) 身体拘束全事件への被疑者国選弁護制度の拡大

日弁連においては，(1)に関しては，これまでも刑事拘禁制度改革実現本部で取り組んできた。(2)に関しては，刑事訴訟法第89条の保釈に関する規定の改正，起訴前保釈の創設，勾留に代わる出頭確保措置の創設などを求める意見書を2007年（平成19年）と2009年（平成21年）にまとめている。また，(3)に関しては，2010年（平成22年）12月開催の第11回国選弁護シンポジウムにおいて，被疑者段階での当事者主義の徹底を中心に，改革試案を提起した。さらに，(5)に関しては，現在，実現に向けての態勢を検証しているところである。

このように，これまでの刑事拘禁制度改革実現本部での活動を踏ま

え、さらには人質司法の打破に関する意見書や被疑者段階からの徹底した当事者主義化を求める国選弁護シンポジウムにおいての問題提起などを受けて、これらに関する日弁連での取組みを鮮明にしたうえ、実現本部を設置するなどして組織を整え、これらが実効性あるものとして、実現できるような態勢を構築すべきである。

以 上